

# 助成金申請書類作成の手引き

令和8年度

電気自動車等の普及促進事業

(EV・PHEV車両)

お問い合わせ先・申請書の提出先

公益財団法人 東京都環境公社  
東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京)

〒163-0817

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル 17階

受付時間:月曜日～金曜日(祝祭日を除く)

9:00～17:00(12時～13時を除く)

ホームページ:<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/ev/index.html>

申請に関する Q&A EV・PHEV・FCV のよくある質問はこちらから

<https://helpfeel.jp/tokyo-co2down-ev-faq/>

※大変お手数をおかけいたしますが、審査業務円滑化のためお問い合わせについてはホームページ記載の「お問い合わせフォーム」(24 時間受付)からお問い合わせいただきますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

※ご提出後の審査状況はホームページで確認が可能です。

審査状況確認サイト: <https://www.coolnet.tokyo/>

**受付締切日は令和9年 3 月 31 日(水曜日)17:00 必着です。**

【東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)とは】

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 38 条に規程され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社(現公益財団法人東京都環境公社)が平成 20 年 2 月 4 日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年 4 月 1 日に活動を開始しました。

※紙で申請する場合、「消せるボールペン」など訂正が容易にできる筆記用具は使用しないでください。



## 《目 次》

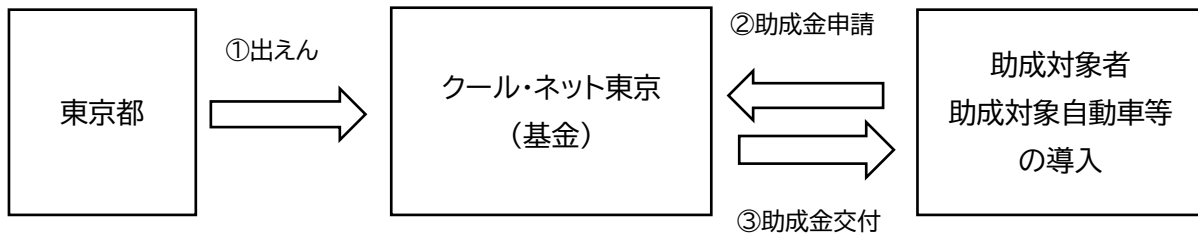
I 事業の概要 .....	3
1 目的 .....	3
2 事業の枠組み .....	3
3 令和8年度の重要ポイント .....	3
4 助成額の変更点 .....	4
II 助成金を受け取るまでのスケジュール .....	5
III 共通事項 .....	7
1 書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について .....	7
2 申請対象の確認 .....	8
3 申請書および提出書類の取り扱いについて .....	10
4 助成額について .....	10
IV 対象者における手続方法について .....	15
1 申請する前に(助成対象者 YES/NO 診断のご案内) .....	15
2 オンライン申請 (推奨) .....	15
3 郵送による申請 .....	17
4 受付期限 .....	17
5 申請可能台数 .....	17
6 申請にあたっての留意事項 .....	17
7 手続代行 .....	18
8 個人情報等の取扱い .....	19
9 誓約事項について .....	20
V 個人申請 .....	21
1 申請可否フローチャート .....	22
2 必要書類 .....	23
VI 法人・個人事業主 申請 .....	26
1 申請可否フローチャート .....	27
2 必要書類 .....	28
VII 再生可能エネルギー電力導入及び公共用充電設備・充放電設備導入による増額申請について	32
1 【再生可能エネルギー電力導入による助成額の上乗せ】 .....	33
2 【充放電設備(V2H・V2B)または公共用充電設備による助成額の上乗せ】 .....	44
3 【充電設備普及促進事業(車両同時事後申請)について】 .....	52
VIII 助成金を申請後に必要なこと .....	53

# I 事業の概要

## 1 目的

「電気自動車等の普及促進事業」(以下「本事業」という。)とは、公益財団法人東京都環境公社クール・ネット東京(以下「クール・ネット東京」という。)が、都内の個人、事業者等が電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)を導入するにあたり、その経費の一部を助成することにより、自動車から排出される二酸化炭素の削減を図ることを目的に実施するものです。

## 2 事業の枠組み



### 基金の造成

都は、本事業の原資をクール・ネット東京に出えんし、クール・ネット東京はその出えん金により基金を造成します。

### 助成事業

クール・ネット東京は基金を原資として、助成対象となる EV・PHEV 車両を導入する助成対象者に対して、その経費の一部を助成します。

## 3 令和8年度の重要ポイント

【助成対象車両の種類】	初度登録が 令和8年3月31日まで	初度登録が 令和8年4月1日以降
電気自動車(EV)	令和7年度初度登録車両の助成金額が適用となります。	令和8年度初度登録車両の助成金額が適用となります。
プラグインハイブリッド自動車(PHEV)		

※申請期限は初度登録日から1年以内かつ令和9年3月31日まで

### ★新車初度登録日が令和7年4月1日～令和7年4月30日までの車両を申請の方へ

上記期間中にて新車登録された方で未申請の方は、令和8年5月31日(郵送は必着)まで申請を受付いたします。上記期限を過ぎた方は対象外となりますので、ご注意ください。

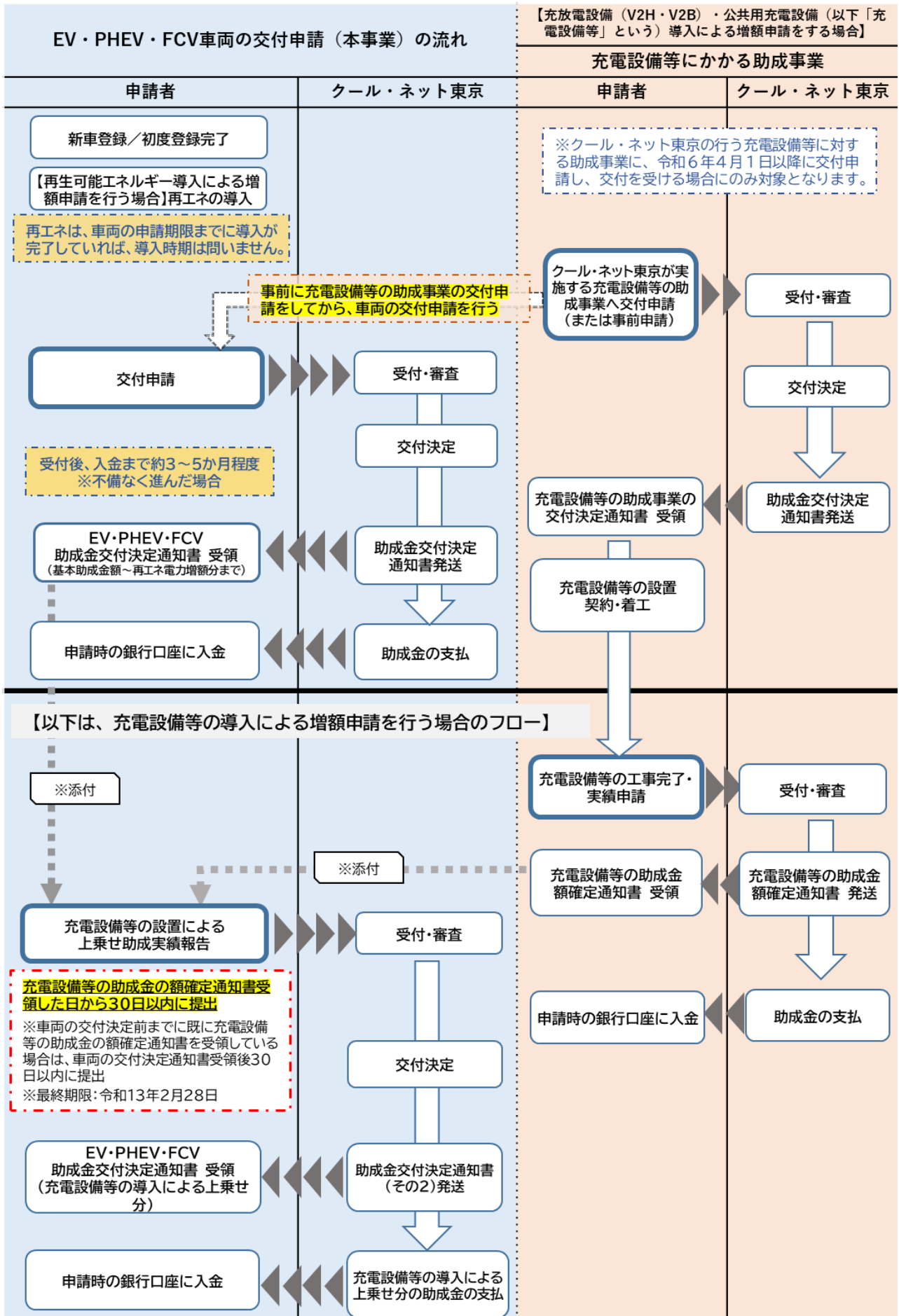
#### 4 助成額の変更点

助成額の基本的な考え方については、令和7年度から変更はありません。自動車メーカーごとの上乗せ補助額は初度登録の年度により異なりますので、以下の「EV・PHEV・FCV 車両助成金額シミュレーション」にてご確認ください。

EV・PHEV・FCV 車両助成金額シミュレーション

[https://coolnet.tokyo/zev\\_subsidy\\_calculator/](https://coolnet.tokyo/zev_subsidy_calculator/)

## II 助成金を受け取るまでのスケジュール



- 1 交付申請者は、助成対象車両を購入し初度登録を完了した後、**初度登録日から1年以内かつ令和9年3月31日(水曜日)17時まで**に申請を行ってください。受付日は、クール・ネット東京が申請を受領した日(基本的にオンライン申請の場合は申請入力日、郵送申請の場合は公社到達日)となります。申請書記入日や消印日ではないのでご注意ください。

申請は、先着順に受理するものとし、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計がクール・ネット東京の予算の範囲を超えた日(以下「予算超過日」という。)をもって、申請の受理を停止いたします。予算の範囲を超えそうな場合は事前にホームページで公表いたします。

予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理した申請に係る本助成金の交付額の合計がクール・ネット東京の基金を超えない範囲で受理するものを決定いたします。

- 2 クール・ネット東京は、申請内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、基金の範囲で本助成金の交付を決定し、交付決定通知書を発送します。
- 3 クール・ネット東京は、交付決定通知書発送から一定期間ののちに、交付申請者が指定した口座に助成金の支払いを行います。
- 4 令和6年度以降にクール・ネット東京が実施するV2H・V2B 充放電設備または公共用普通充電・急速・超急速充電器に係る助成事業に申請し、ZEV 助成金申請時にその旨の申請を行った交付申請者には上乗せ助成をいたします。

ただし、この分の上乗せ助成金は、充放電設備・公共用充電設備に係る額確定通知書を受領してから30日以内に別途実績報告が必要となり、報告書類審査後にお支払いいたします。

- 5 審査・受付の状況はクール・ネット東京 HP 内で確認できます。

■ 助成金申請状況確認サイト ⇒ <https://www.coolnet.tokyo/>

申請の受付から助成金支払いまではおおよそ3~5か月程度です。

※毎週火曜日・金曜日の平日午後3時頃、情報更新しております。

なお、データの反映には、ご申請いただいてから約1週間程度いただいております。

### Ⅲ 共通事項

#### 1 書類の偽装や虚偽申請などにおける不正受給などの不正行為について

##### 《必ずご確認ください》

助成金は、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。クール・ネット東京としましても、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方、申請後交付決定を受け、助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、助成金の申請または受給を行っていただきますようお願いいたします。なお、申請時には誓約事項に同意いただきます。交付申請者本人がオンライン申請を行う場合を除き直筆の署名もしくはまたは記名及び押印が必要です。

##### (1) 申請書類の不正について

助成金の交付申請者がクール・ネット東京に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述や提出書類の改ざん等があってはなりません。

##### (2) 処分の事前申請制について

助成金で取得した助成対象車両を、その処分制限期間内に処分※しようとするときは、事前に処分内容等についてクール・ネット東京の承認を受けなければなりません。なお、クール・ネット東京は、必要に応じて助成対象車両の管理状況について調査することがあります。

※ 処分とは助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、または担保に供すること。本事業では、住民票の都外移転や自動車検査証上の使用の本拠の位置の都外変更を含む。また、自動車検査証上の自家用・事業用の別を変更しようとするときも同様。

##### (3) 手続代行による申請について

本助成金の助成対象者は、交付申請に係る手続きの代行を、第三者等に対して依頼することができます。手続を代行する者(以下「手続代行者」という。)は、依頼された手続きについて誠意をもって実施する必要があります。

##### (4) 不正手続きに対する措置

クール・ネット東京は、交付申請者及び手続代行者、その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し本助成金の不交付決定、交付決定の取消し等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。また、一定の期間、当該関係者を公社が行う助成事業等の対象外とします。

##### (5) 交付決定取消しを行った場合について

交付決定の取消しを行った場合において、クール・ネット東京から本助成金が既に交付されているときは、当該被交付者、手続代行者、その他の関係者またはその両者に対して、期限を付して当該本助成金の全部または一部の返還を請求します。また、あわせて違約加算金(年率 10.95%)等を請求します。

##### (6) 助成金を受け取るまでに車両を処分された場合について

①申請前 :申請できません。

②交付決定前:申請を取り下げてください。

③交付決定後:撤回申請をお願い致します。(交付決定通知書を受領後 14 日以内)

④交付決定後(交付決定通知書受領してから14日を超過)

→交付決定の取消しとなり、助成金額全額+違約加算金返納となります。

※交付決定後の処分で、クール・ネット東京の事前承認なしに処分が発覚した場合、交付要綱違反にあたる可能性がありますのでご注意ください。交付決定後に処分する際には、必ずクール・ネット東京まで事前にご相談

ください。

## 2 申請対象の確認

申請する前に以下の要件に該当するかどうか、ご確認ください。

申請対象の確認																
対象	要件															
助成対象車両	<p>① クリーンエネルギー自動車導入促進補助金(以下 CEV 補助金)の対象となっていること。</p> <p>② 自動車検査証における使用の本拠の位置が都内にあり、初度登録日または初度検査日から継続して満たしていること。</p> <p>③ 自動車検査証の記載事項は原則以下の表のとおりであり、初度登録日または初度検査日から継続して満たすこと。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">自動車検査証の記載事項</th> <th style="width: 15%;">通常の購入の場合</th> <th style="width: 15%;">リース契約の場合</th> <th style="width: 15%;">割賦販売(所有権留保付ローン)で購入する場合</th> <th style="width: 40%;">※法人申請で民間事業者等の役員又は従業員が、申請車両の管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得している場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有者の氏名又は名称</td> <td>助成対象者と同一名義</td> <td>リース事業者</td> <td>販売業者又はローン会社等</td> <td>助成対象者と同一名義(割賦販売で購入する場合は、自動車販売業者又はローン会社等)</td> </tr> <tr> <td>使用者の氏名又は名称</td> <td>助成対象者と同一名義</td> <td>助成対象者と同一名義 ※</td> <td>助成対象者と同一名義</td> <td>民間事業者等の役員又は従業員の名義</td> </tr> </tbody> </table>	自動車検査証の記載事項	通常の購入の場合	リース契約の場合	割賦販売(所有権留保付ローン)で購入する場合	※法人申請で民間事業者等の役員又は従業員が、申請車両の管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得している場合	所有者の氏名又は名称	助成対象者と同一名義	リース事業者	販売業者又はローン会社等	助成対象者と同一名義(割賦販売で購入する場合は、自動車販売業者又はローン会社等)	使用者の氏名又は名称	助成対象者と同一名義	助成対象者と同一名義 ※	助成対象者と同一名義	民間事業者等の役員又は従業員の名義
	自動車検査証の記載事項	通常の購入の場合	リース契約の場合	割賦販売(所有権留保付ローン)で購入する場合	※法人申請で民間事業者等の役員又は従業員が、申請車両の管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得している場合											
	所有者の氏名又は名称	助成対象者と同一名義	リース事業者	販売業者又はローン会社等	助成対象者と同一名義(割賦販売で購入する場合は、自動車販売業者又はローン会社等)											
	使用者の氏名又は名称	助成対象者と同一名義	助成対象者と同一名義 ※	助成対象者と同一名義	民間事業者等の役員又は従業員の名義											
<p>※自動車検査証上の使用者は以下のロ) にいう法人等の役員もしくは従業員等でも可。</p> <p>【表の補足】原則、「交付申請者＝自動車検査証上の所有者＝自動車検査証上の使用者」である必要があります。ただし、以下のいずれかにより自動車検査証上の所有者及び使用者が一致しない場合はこの限りではありません。</p> <p>イ)車両の所有権が留保された購入において、自動車検査証上の所有者が自動車販売会社またはローン会社等で、使用者が車両購入者であり、自動車検査証上の使用者が交付申請者の場合。</p> <p>ロ)法人等による申請において、自動車検査証上の所有者が当該法人等で、使用者が申請車両の管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得した当該法人の役員または従業員等であり、当該法人が交付申請者となる場合。</p> <p>ハ)申請車両の登録及び検査または届出日の年度において、身体障がい者等が使用する自動車に係る自動車税または軽自動車税の減免制度の適用を受けており、その要件を維持するために、申請車両の自動車検査証上の所有者と使用者が一致しない状態となる場合(ただし、所有者と使用者が生計を一にする者である場合に限る)。この場合、クール・ネット東京が別途要請する減免制度の適用を確認する書類の提出を申請の条件とする。</p>																
<p>④ 初度登録または初度検査された車両で、製造事業者の新車保証が付いているものであること。(中古車を除く。)</p> <p>⑤ 初度登録または初度検査日から申請受付日までの期間が1年以内であること。</p>																

- ⑥ 申請車両は、代金の支払いが現金で完了しているか、または全額支払いの手続きが完了していること。※  
※「全額支払いの手続きの完了」とは、割賦、ローン、クレジット等の支払方式を利用することにより、代金全額の支払い方法が合意済であることを証明できることをいう。
- ⑦ 都の他の同種の助成金の交付を重複して受けていないこと。  
※ 本助成金においては、都の車両本体以外の装置に対する助成金や、都以外の補助金・助成金の受給については、制限はありません。ただし、他の補助金・助成金において制限を設けている可能性がありますので、各申請先にご確認ください。  
※ ただし、「訪問介護事業所におけるEV車・EVバイク導入支援事業」は同一車両本体に対して、重複して受給することが可能(対象:個人事業主・法人・その他団体)。
- ⑧ 自動車検査証上の自家用・事業用の別を変更していないこと。また、個人向けの助成を申請する場合は自家用であること。
- ⑨ 債権譲渡をしないこと。ただし、クール・ネット東京の承認を事前に得た場合はこの限りではない。
- ⑩ 個人間カーシェアリングに使用しないこと。
- ⑪ リースの場合は、リース期間は処分制限期間以上であること。(リース車両の利用者が交付申請者となり、助成金はリース車両の利用者に交付されます。)
- ⑫ 助成対象者の自社製品及び助成対象者が役員として所属する民間事業者等の製品ではないこと。
- ⑬ 販売促進活動(展示・試乗等)に使用されるものでないこと。
- ⑭ 助成対象者が自動車販売業者であって当該車両販売業者に係るもの(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)から調達したものでないこと。

申請対象の確認	
対象	要件
助成対象者	① 都内に住所を有する個人、または都内に事務所・事業所を有する事業者（法人格を有しない団体も含む。地方公共団体を除く。以下同じ。）であって、助成対象車両を所有し、または使用する者。【実施要綱第4 1 (1)】 ② 税金の滞納がない者(交付要綱第 3 条) ③ 刑事上の処分を受けていない者(交付要綱第 3 条) ④ 公的資金の交付先として社会通念上適切である者(交付要綱第 3 条) ⑤ 暴力団員等でないこと(交付要綱第 3 条 2) ⑥ 助成金受取口座の口座名義人は交付申請者と同一であること(申請者と異なる名義の口座を、助成金振込口座として登録することはできません) ⑦ 車両を購入した場合、交付申請者は申請車両の購入者であること。 ⑧ リースの場合、リース車両の使用者であること。 ⑨ 道路交通法その他関連法令に適合した状態で登録された車両を適切に所有または使用している者(引越し後の住所で自動車検査証を登録していないなど、いわゆる「車庫飛ばし」にあたるケース等は対象外。)。

### 3 申請書および提出書類の取り扱いについて

原則、クール・ネット東京にご提出いただいた全ての申請書および添付書類は返却いたしませんので必ずコピーなど控えをとってからご申請いただくようお願いいたします。必要のない申請書や誤ってご提出いただいた申請書等は責任を持って破棄いたします。

### 4 助成額について

オンライン申請時には、助成金額は自動計算されます。

郵送申請時には、助成金額については車両助成金額シミュレーションを使用しながら算出し、申請を進めていただくようお願いいたします。

★EV・PHEV・FCV 車両助成金額シミュレーション

[https://www.coolnet.tokyo/zev\\_subsidy\\_calculator/](https://www.coolnet.tokyo/zev_subsidy_calculator/)

年度途中で発売された車両などの場合、助成金額シミュレーションへの反映に時間を要する場合がございます。CEV補助金の対象となっており、助成金額シミュレーションの検索に該当しない場合は、大変お手数おかけしますが、クール・ネット東京までご連絡ください。

### ～注意事項～

- 交付申請を提出する前に上乗せ申請の有無を必ずご確認ください。  
<再生可能エネルギー電力導入による増額申請>

再生可能エネルギー100%電力メニューを契約済み、もしくは太陽光発電設備を設置済みであることが要件です。交付申請時に要件を満たすことを証明できる書類を添付の上、ご提出いただくようお願いします。**交付決定後に上乗せ分を追加で申請することは出来ません。**

<充放電設備または公共用充電設備の導入による増額申請>

該当設備の助成事業に交付申請済であることが要件です(設備の設置工事完了前でも車両の交付申請ができます)。交付申請時に「充放電設備または公共用充電設備の導入にかかる増額申請を行う予定有」欄にチェックを入れて申請してください。**チェックが入っていない場合、交付決定後に変更することは出来ません。**

## (1) 助成金額の設計について

### ■補助額の基本的な考え方

「基本補助額」に加え、要件を満たした場合、「自動車メーカー別の上乗せ額」「再生可能エネルギー電力による上乗せ額」「充放電設備(V2H・V2B)・公共用充電設備導入による上乗せ額」が加算になります。



<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度(新規初度登録日が令和8年4月1日以降)</li> <li>令和7年度(新規初度登録日が令和7年4月1日以降)</li> </ul>						
基本助成額						
ベース額		EV・PHEV 100,000円 ※1				
給電機能あり		上記算出された金額に100,000円プラス				
メーカー別上乗せ助成金額(上記基本助成額に上乗せ)						
給電機能の有無やZEV乗用車の販売実績等に加え、新たにGX実現に向けた取組やラインナップ数等について基準を満たすメーカー		上記算出された金額に最大400,000円プラス(令和8年度分メーカー別上乗せを参照)				
上乗せ助成金額(上記助成額にさらに上乗せ)						
車両区分	助成金対象	再生可能エネルギー電力導入		充放電設備等設置 ※4		
		再生可能エネルギー100%電力メニュー契約※2	太陽光発電システムを設置※3	V2B・V2H	公共用急速・超急速充電器	公共用普通充電器
EV	個人・法人・個人事業主	+150,000円	+300,000円	+100,000円	+100,000円	+50,000円
PHEV		+150,000円	+150,000円			
留意事項:						
<ul style="list-style-type: none"> <li>高級車(本体価格840万円以上)の場合0.8倍となる。</li> <li>充放電設備設置による上乗せ申請は令和6年度以降に対象事業の申請を行い、額確定通知日から30日以内に上乗せ申請を行うこと。</li> <li>※1 事業用軽貨物車両については助成金額算定ツール(車両助成金額シミュレーション)にてご確認ください。</li> <li>※2、※3による上乗せ助成額は併用不可</li> <li>※4については、各1口につき、助成対象車両1台申請が可能。1台あたりの加算額は10万円を上限とする。</li> </ul>						

## ■自動車メーカー別の上乗せ額

メーカー全体の取り組み評価を踏まえ、以下の内訳で助成額を設定しています。

メーカー別 販売実績 最大10万円	メーカー別 ラインナップ 最大10万円	メーカー別 GX 評価項目 最大20万円
-------------------------	---------------------------	----------------------------

上記により設定した自動車メーカー別の上乗せ額は以下のとおりです。

自動車メーカー名	ブランド名	R7上乗せ助成額	R8上乗せ助成額
トヨタ自動車株式会社	トヨタ、レクサス	35万円	40万円
日産自動車株式会社	日産	40万円	40万円
本田技研工業株式会社	ホンダ	30万円	40万円
Stellantis ジャパン株式会社	アバルト、アルファロメオ、シトロエン、 ジープ、DS、フィアット、プジョー	35万円	35万円
ビー・エム・ダブリュー株式会社	BMW、MINI、ロールス・ロイス	15万円	30万円
三菱自動車工業株式会社	三菱	30万円	30万円
メルセデス・ベンツ日本合同会社	メルセデス・ベンツ	30万円	30万円
Tesla Japan 合同会社	テスラ	30万円	30万円
スズキ株式会社	スズキ	25万円	25万円
マツダ株式会社	マツダ	30万円	25万円
株式会社SUBARU	スバル	20万円	20万円
ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社	キャデラック	-	20万円
フォルクスワーゲン グループ ジャパン株式会社	アウディ、フォルクスワーゲン、ランボルギーニ	30万円	20万円
ボルボ・カー・ジャパン株式会社	ボルボ	10万円	20万円
ジャガー・ランドローバー・ ジャパン株式会社	ランドローバー	10万円	10万円
ポルシェジャパン株式会社	ポルシェ	10万円	10万円
BYD Auto Japan株式会社	BYD	25万円	10万円
Hyundai Mobility Japan株式会社	ヒョンデ	EV:5万円 FCV:20万円	EV:10万円 FCV:20万円

最新の自動車メーカー別の上乗せ額は「車両助成金額シミュレーション」よりご確認ください。

また、上記表に記載のない自動車メーカー/ブランド名の車両も、要件を満たす場合、基本補助額等の対象となる場合がございます。

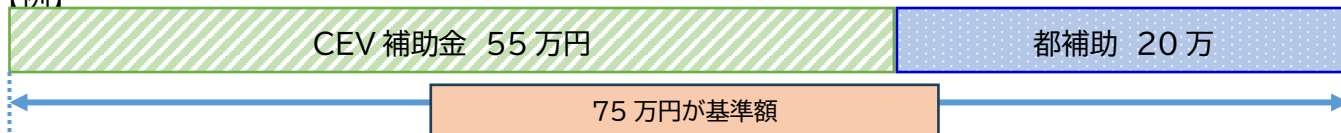
## (2) 国の補助金併用時の助成金額について

令和6年度以降に交付申請された車両について、国の補助金事業が対象になる可能性がございます。本事業の助成金とも併用可能ですが、用途や自家用・事業用の区別で扱いが異なります。

### A) 基本的な考え方

国補助を併用する場合にあたっては対象車種の CEV 補助金額と都(クール・ネット東京)の基本助成金額を合わせたものが基準となります。(以下基準額とします。)

【例】



### B) 「事業用」「貨物」自動車の場合

クール・ネット東京が別で定めた基本助成金額になります。ただし、以下の場合は対象外となります。

- 国の補助金を受けているが、一台当たりの助成金額が発行された交付決定及び額確定通知書などに掲載がなく、国の補助金額が算出できない場合
- 国補助金を受けているが一台当たりの助成金額と都の基本助成金額を足した金額が基準額を超えた場合(上乘せ分も助成なし)
- 下記の計算方法で差し引いた残額が「0円以下」となる場合

#### 【助成金額の算出方法】

- (1) 車両本体価格から各銘柄ごとに CEV 規程で定める補助額及び実施要綱別表 2 に定める基本助成額を差し引いた額
- (2) 車両本体価格から各銘柄ごとに国が定めた助成金額を差し引いた額

(例) 国補助金額を一台当たり 1,500,000 円受領している場合(R7 年度初度登録車両)

※申請車両:T 社(車両本体価格 2,260,000円)

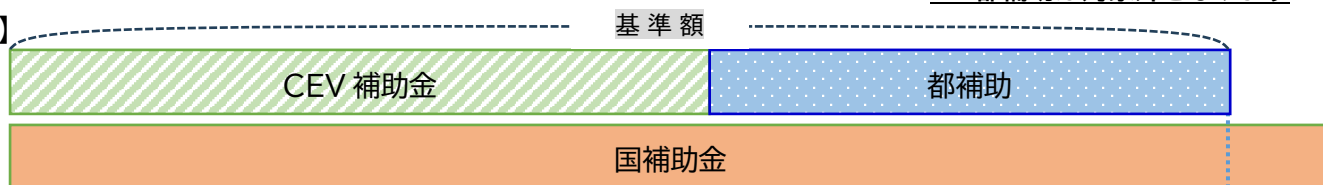
$$(1) \Rightarrow 2,260,000 \text{円} - (550,000 \text{円} + 200,000 \text{円}) = 1,510,000 \text{円}$$

$$(2) \Rightarrow 2,260,000 \text{円} - 1,500,000 \text{円} = 760,000 \text{円}$$

$$(2) - (1) \Rightarrow 760,000 \text{円} - 1,510,000 \text{円} = \underline{-750,000 \text{円 (0円以下)}}$$

⇒ 都補助は対象外となります

【図】



### C) 「自家用」自動車の場合

・・・基本併用可(CEV 補助金を含む)。ただし、以下の場合は対象外となります。

- 国の補助金を受けているが、一台当たりの助成金額が発行された交付決定及び額確定通知書などに掲載がなく、国の補助金額が算出できない場合。

※ 事業併用が可能かどうかやご不明な点等がございましたら、クール・ネット東京にお問い合わせ頂くようお願い致します。

### (3) 再生可能エネルギー電力導入による上乗せ額

再生可能エネルギー電力を導入している場合、車両の助成額を上乗せします。(P32 参照)

	再生可能エネルギー100%電力契約※	太陽光発電設備設置※
EV	15万円	30万円
PHEV	15万円	15万円

※ 再生可能エネルギー電力導入による増額申請は、再生可能エネルギー100%電力もしくは太陽光発電システム設置のどちらか一方になります。

### (4) 充放電設備(V2H・V2B)および公共用充電設備設置による上乗せ額

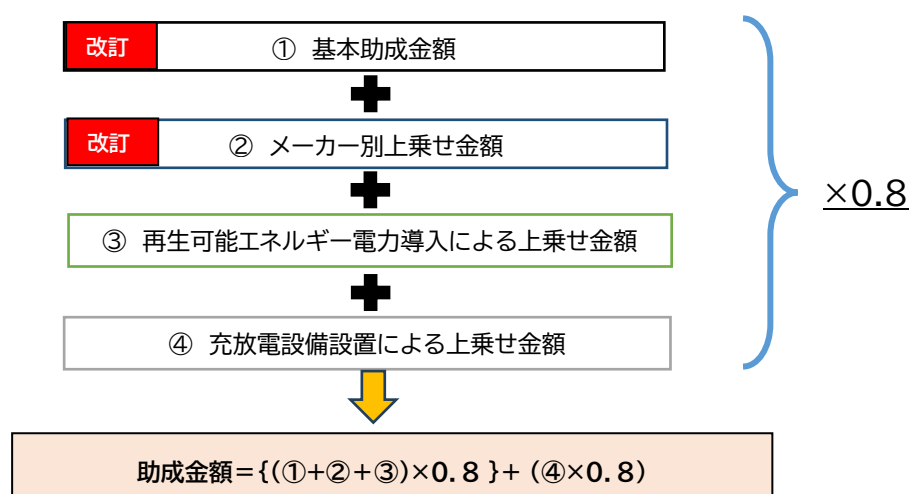
R6 年度以降に V2H・V2B 充放電設備・公共用普通充電器および急速・超急速充電器設置(以下、「充放電設備等設置」という。)の助成金の交付申請を行い、設備を設置した場合、車両の助成額を上乗せします。ただし上乗せ分の助成金の交付は別途ご提出いただく充放電設備等設置にかかる実績報告を審査した後の支払いとなります。(P5 参照)

	V2H・V2B 1口につき	公共用普通充電器 1口につき	公共用急速・超急速充電器 1口につき
EV/PHEV	10万円	5万円	10万円

### (5) 高額車両における助成額

高額車両(税抜 840 万円以上)については、①②③を足した金額、④の金額それぞれに 0.8 を乗じた額の合計を助成額とします。

【体系図】



### (6) その他留意事項

- ・助成対象経費から以下は除きます。
  - ・消費税及び地方消費税
  - ・車両販売業者(リース事業者を含む)等からの還付等に伴い、助成対象者が実質的に負担していないとみなされる経費
- ・助成対象者に関するものからの調達分を含む場合(他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。)は、利益等排除を行った経費を助成対象経費とします。
- ・本助成金の支払い後に、当該本助成金の額が助成対象経費を超えたことが判明した場合は超過額の返還を請求します。

## IV 対象者における手続方法について

### 1 申請する前に(助成対象者 YES/NO 診断のご案内)

クール・ネット東京の HP にて申請可能かどうかお調べください。

- ① クール・ネット東京ホームページより助成金事業のページへ  
<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev>



- ② オンライン申請ガイド

記載された質問に回答し、申請可能かどうか調べてください。  
本誌では省略いたします。

助成対象かどうか判断が難しい方は下記の診断ツールをご活用ください。

[助成対象者 YES/NO 診断](#)



助成対象者 YES/NO 診断を  
クリック

### 2 オンライン申請 (推奨)

手続きが簡単で郵送料もかからないオンライン申請にご協力をお願いいたします。

- (1) 助成対象車両の確認や手引きをお読みいただき、添付書類等もよくご確認の上、上記 HP のオンライン申請フォームよりオンライン申請をお願いいたします。

オンライン申請

[オンライン申請はこちら](#)

「オンライン申請はこちら」  
をクリック

数問の質問にお答えいただきますと該当のフォームが案内されます。  
誓約事項は必ずお読みいただき、了承の上申請してください

## (2) ログインについて

Grafferアカウントを利用する方  
ログインしていただく、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。

**新規登録またはログインして申請**

または

Grafferアカウントを利用しない方  
メールアドレスの確認のみで申請ができます。  
一時保存や申請履歴の確認など一部機能は使えません。

**アカウント登録せずにメールで申請**

Graffer アカウントを作成すると申請の一時保存ができます。

The image shows three screenshots of the Graffer login page with callouts explaining the registration and login options.

**① Google アカウントや LINE アカウントで登録しているメールアドレスでアカウントを作成する場合は、本ボタンをクリック**

**② 既に Graffer アカウントをお持ちの方は左欄にメールアドレス及びパスワードを入力の上、左ボタンをクリック**

**③ 新規登録**する場合は左テキストをクリック  
(登録には未登録のメールアドレスが必要です。)

(3) 以降、申請フォームに従い、入力してください。

### 3 郵送による申請

紙による申請を行う場合については、受領完了のお知らせ等はありませんので、到達記録(書留やレターパックなど)がわかるよう送付いただくことをお勧めいたします。

### 4 受付期限

受付締切日は令和9年3月31日(水曜日)17:00 必着です。

- ◆ 申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了いたします。
- ◆ 上記の受付期限については、やむを得ない事情があった場合でも延長はできませんのでご注意ください。

### 5 申請可能台数

交付申請者ごとの助成金支給の台数制限はありません。

### 6 申請にあたっての留意事項

#### 【車両関係】

- ① 申請前に車両を処分している場合は、申請できません。
- ② 申請後、交付決定される前に車両を処分することになった場合は、交付決定せずに取下げ処理となります。クール・ネット東京あてに申請の取下げを申し出てください。
- ③ 交付決定される前に車両を処分していたことが交付決定後に判明した場合は、交付決定取消しの対象となります。  
助成金振込済みの場合は、全額返還および違約加算金を請求します。車両の処分をする場合は、必ず事前にご連絡ください。

#### 【その他】

- ① 審査の過程で、助成対象車両の使用の本拠の位置等への立ち入り、調査や質問を行うことがあります。また、事業の適切な執行のため、交付申請者等に対し必要な指導及び助言を行うことがあります。
- ② 交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ③ 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。
- ④ 不備がない申請を優先的に審査いたします。不備があった場合、メールや電話にて修正や書類の提出を依頼しますが、場合によっては一度受付を取消し、再度ご申請いただくことがあります。不備のないよう、よくご確認ください。また、交付申請者または手続代行者に対して不備等による修正等を求めた場合、30日以内※に修正等をしてください。

なお、クール・ネット東京が交付申請者または手続代行者に修正等を求めた初回の日の翌日から起算し **180日以内※に交付申請者または手続代行者がすべての不備等を是正しない場合には、その申請は取り下げられたものとみなします。**

※天災地変等交付申請者の責めに帰することのできない理由としてクール・ネット東京が認める場合は、その期間

## 7 手続代行

助成対象者は、第三者等に助成金交付申請に係る手続きの代行を依頼することができます。



### 手続代行者になられる方は必ずお読みください。

- ・ 行政書士でない者が、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、官公署に提出する書類、その他権利義務または事実証明に関する書類の作成を業として行うことは、法律で禁止されています。(法律に別段の定めがある場合を除く。)
- ・ 手続代行者は、税金の滞納がないもの、刑事上の処分を受けていないもの及び公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められるものであり、かつ、暴力団員等に該当しないものでなければなりません。(法人その他の団体にあつては、代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員が、暴力団員等でないこと。)
- ・ 手続代行者は、事業の円滑な推進のため、交付要綱及びその他クール・ネット東京が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、交付申請者にその内容を誤りのないよう説明するとともに、交付申請者及びクール・ネット東京との連携を図らなければなりません。
- ・ 手続代行者は、交付要綱及びその他クール・ネット東京が定める手続を遅滞なく行うとともに、クール・ネット東京からの内容確認等に対し、指定される期限までに回答しなければなりません。また、交付要綱第21条で規定するクール・ネット東京が指定する電子情報処理組織を使用する方法により手続を行う際には、申請や手続に関する同意事項及び注意事項について、交付申請者に対して適切に説明し、内容について確認を得た上で実施しなければなりません。
- ・ 申請をする場合は、上記の説明や確認を実施した上で、必ず、交付申請者本人の署名もしくは記名及び押印がされた誓約書(第1号様式その1への記入でも可)を提出してください。当該書類をスキャンしてデータ化したものにて提出いただくことは可能ですが、電子署名や印鑑を撮影、作成して画像化したもの等電子印鑑による押印は認められません。
- ・ クール・ネット東京から申請書類等について質問や依頼があるときは、原則として手続代行者に連絡をします。
- ・ クール・ネット東京は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱、交付要綱及び本手引きの規程に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができます。
- ・ 手続代行者は、上記調査に協力をしなければなりません。
- ・ 従業員等(本事業に関する業務を委託する場合は当該委託事業者を含む。)に対して、交付要綱及びその他クール・ネット東京が定める交付申請等に係る全ての要件について、周知徹底するとともに、指揮監督を行わなければなりません。
- ・ 手続代行者が不正手続等を行ったときは、クール・ネット東京は以下の措置を講じる可能性があります。
  - ① 本助成金の不交付の決定、交付決定の取消し、本助成金の返還請求、違約加算金の請求及び延滞金の請求。
  - ② クール・ネット東京が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務または事業について、一定の期間、当該事業における助成の対象外とすること。
  - ③ 氏名または名称及び不正の内容を公表すること。

## 8 個人情報等の取扱い

クール・ネット東京は、事業の実施に関して知り得た交付申請者等に係る個人情報、企業活動上の情報並びに申請書類等に記載された申請者情報、申請内容及び交付・実績に関する情報(以下「個人情報等」という。)については、都の施策目標及び事業の目的を達成するために都に提供するほか、必要な範囲において、次に掲げる事項にのみ使用します。

- (1) 本事業における助成金の審査、交付決定、交付及び事業の適正な執行
- (2) 公社が実施する他の助成事業における審査、交付及び適正な執行、重複申請・重複受給の確認、不正受給の防止並びに制度改善のための照合
- (3) 国、地方公共団体等が行う同種の補助金事業における重複受給の確認
- (4) 助成金制度に関する統計分析並びにその結果を活用した制度改善及び新規事業の企画
- (5) 都への事業報告及び都が実施する環境・産業・エネルギーの各施策への活用
- (6) 都及び公社が実施する各種事業、助成金、イベント等の情報提供

- ・ クール・ネット東京は、個人情報の取扱いに関し、「個人情報の保護に関する規程」及び「プライバシーポリシー(個人情報保護方針)」に基づき、適切に管理します。
- ・ 交付要綱に定めのない事項については、クール・ネット東京が定める「個人情報の保護に関する規程」及び「プライバシーポリシー(個人情報保護方針)」に従うものとします。
- ・ クール・ネット東京は、助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、交付申請者が国等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国等と協議の上、当該国等から収集することがあります。
- ・ クール・ネット東京は、本人の同意がある場合、法令等に定めがある場合、その他クール・ネット東京の「個人情報の保護に関する規程」に基づき認められる場合を除き、本事業の実施に関して知り得た個人情報等を第三者に提供し、または本人以外の者から収集しません。

## 9 誓約事項について

### 【交付申請者本人がオンライン申請する場合】

申請フォームに従い誓約事項をご確認ください。署名及び押印は省略となります。

### 【代行手続申請、郵送申請の場合】

交付申請にあたり、誓約書をよくご確認の上、第1号様式その1または誓約書へ、署名もしくは記名及び押印が必要となります。当該書類をスキャンしデータ化したものにて提出いただくことは可能ですが、電子署名や印鑑を撮影、作成して画像化したもの等電子印鑑による押印は認められません。

### 直筆で内容記入したケース

3 申請に関する誓約  
 ※別紙誓約書をご確認いただき、同意する場合、下記にチェックを入れ、申請者の署名(自筆)もしくは記名及び押印をお願いいたします。  
 本助成金申請にあたり誓約書に記載の誓約事項を全て確認し、同意の上本交付要綱に基づき助成金交付申請を行います。

会社名(法人のみ) 令和 8 年 4 月 30 日  
 申請者名(法人の場合は代表者役職・氏名)  
 東京 太郎 印

※手続代行者が申請する場合は、交付申請者本人が署名又は押印した書類をご提出ください。  
 別紙誓約書へ署名・押印したもの(PDF可)を提出する場合、本様式への署名・押印欄は省略できます。  
 ※本人がオンライン申請する場合に限り、署名及び押印を省略できます。

個人

直筆署名の場合、押印不要

✓がされているかどうか確認

郵送やオンライン申請の代行等で、別紙誓約書を提出する場合も同様のルールで署名・押印を取得の上、ご提出ください。

3 申請に関する誓約  
 ※別紙誓約書をご確認いただき、同意する場合、下記にチェックを入れ、申請者の署名(自筆)もしくは記名及び押印をお願いいたします。  
 本助成金申請にあたり誓約書に記載の誓約事項を全て確認し、同意の上本交付要綱に基づき助成金交付申請を行います。

会社名(法人のみ) 令和 8 年 4 月 30 日  
 株式会社 東京 代表取締役 東京 太郎 印

※手続代行者が申請する場合は、交付申請者本人が署名又は押印した書類をご提出ください。  
 別紙誓約書へ署名・押印したもの(PDF可)を提出する場合、本様式への署名・押印欄は省略できます。  
 ※本人がオンライン申請する場合に限り、署名及び押印を省略できます。

法人・個人事業主

### Excelにて内容記入したケース

3 申請に関する誓約  
 ※別紙誓約書をご確認いただき、同意する場合、下記にチェックを入れ、申請者の署名(自筆)もしくは記名及び押印をお願いいたします。  
 本助成金申請にあたり誓約書に記載の誓約事項を全て確認し、同意の上本交付要綱に基づき助成金交付申請を行います。

会社名(法人のみ) 令和 8 年 4 月 30 日  
 東京 太郎 印

※手続代行者が申請する場合は、交付申請者本人が署名又は押印した書類をご提出ください。  
 別紙誓約書へ署名・押印したもの(PDF可)を提出する場合、本様式への署名・押印欄は省略できます。  
 ※本人がオンライン申請する場合に限り、署名及び押印を省略できます。

個人

Excelにて内容記入を入れ込んだ場合、押印が必須となります。

✓がされているかどうか確認

郵送やオンライン申請の代行等で、別紙誓約書を提出する場合も同様のルールで署名・押印を取得の上、ご提出ください。

3 申請に関する誓約  
 ※別紙誓約書をご確認いただき、同意する場合、下記にチェックを入れ、申請者の署名(自筆)もしくは記名及び押印をお願いいたします。  
 本助成金申請にあたり誓約書に記載の誓約事項を全て確認し、同意の上本交付要綱に基づき助成金交付申請を行います。

会社名(法人のみ) 令和 8 年 4 月 30 日  
 株式会社 東京 代表取締役 東京 太郎 印

※手続代行者が申請する場合は、交付申請者本人が署名又は押印した書類をご提出ください。  
 別紙誓約書へ署名・押印したもの(PDF可)を提出する場合、本様式への署名・押印欄は省略できます。  
 ※本人がオンライン申請する場合に限り、署名及び押印を省略できます。

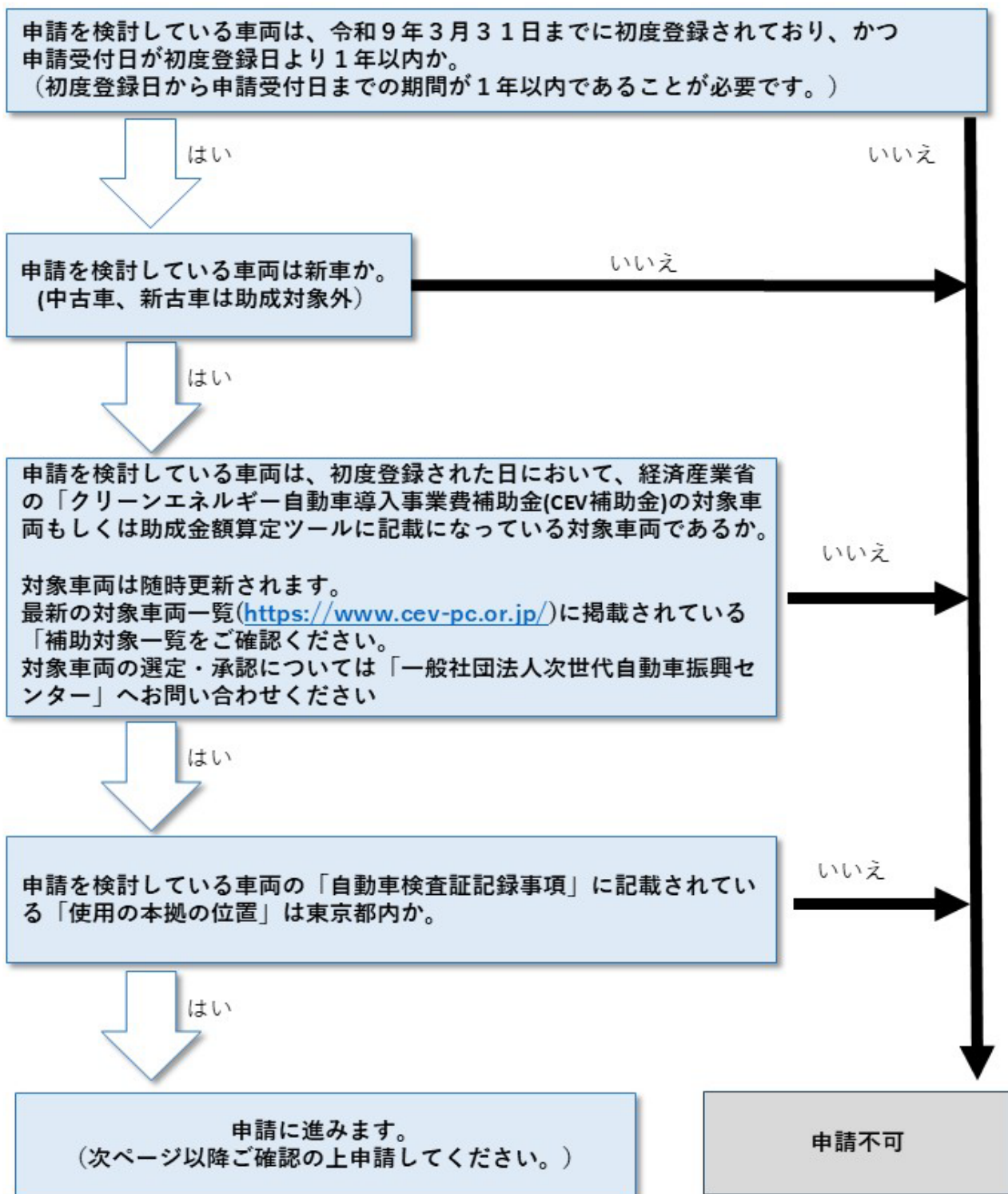
法人・個人事業主

法人印(角印若しくは丸印)が必須。

## V 個人申請



1 申請可否フローチャート



## 2 必要書類

共通に必要な書類	
1	助成金交付に係る申請書(第1号様式その1、その2)(郵送で申請される場合) ※充電・充電設備設置に係る上乗せ助成を行う場合は、申請時に「あり」として申請すること。
2	誓約書 ※第1号様式その1の署名もしくは記名及び押印を省略する場合に提出。 ※交付申請者本人がオンライン申請を行う場合署名並びに記名及び押印は不要。
3	助成対象者の住民票写しまたは印鑑証明書(コピー可) ※申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る。 ※住民票は、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものに限る。
4	購入車両の代金に係る請求書または注文書 ※車両本体価格(税抜)及び車名・グレードが確認できるもの。 ※メーカーオプションで外部給電機能を装着した場合は、書類にその旨の記載があること。
5	購入車両の代金の支払に係る領収書 ※リース契約の場合は不要
6	購入車両の自動車検査証記録事項証明書 ※電子車検証不可。自動車検査証記録事項証明書をダウンロードし提出してください。
7	再生可能エネルギー電力の導入が確認できる書類 ※再生可能エネルギー電力導入による増額申請をする場合
8	その他クール・ネット東京が必要と認める書類
リース契約の場合のみ必要な書類	
1	リース契約書(リース事業者及びリース使用者双方の印があるもの)
2	前払いリース料などリース料金に反映させていない現金支払いに係る領収書

※リース使用者が法人格を有しない団体の場合は、クール・ネット東京に提出書類についてご相談ください。  
※オンライン申請時には各書類は、スキャンや写真などでデータ化してください(上限容量は各10MBです)

《必要書類の詳細》

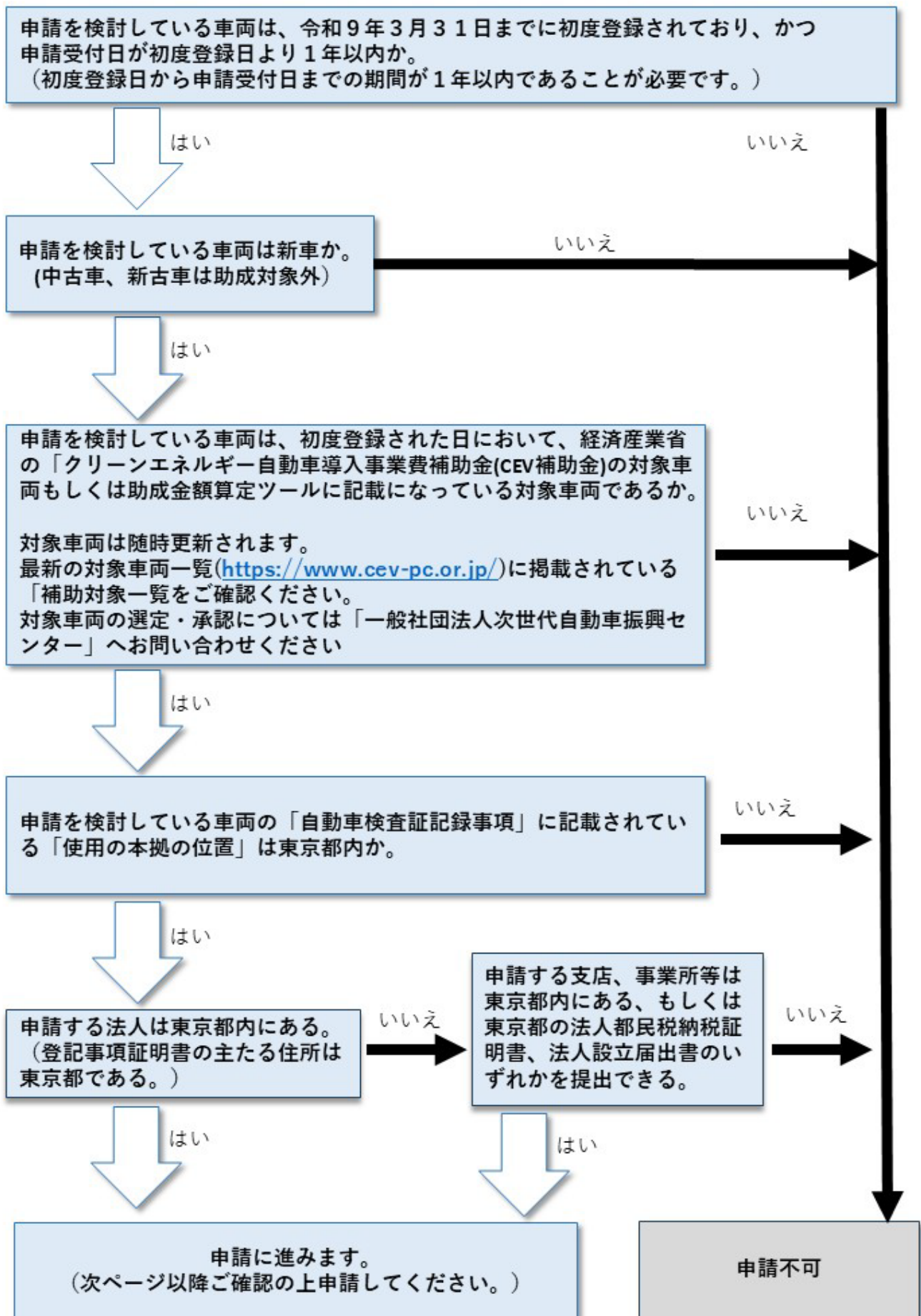
必要書類	補足説明・注意事項
(1) 助成金交付に係る申請書 (第1号様式その1、その2) (郵送で申請される場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1号様式その1、その2に必要な事項を全て記入し、ご提出してください。</li> <li>交付申請者は誓約書の誓約事項を必ず確認した上で、第1号様式その1の誓約チェック項目欄に✓を入れ、署名手書きまたは押印をしてから申請してください。ただし、交付申請者本人がオンライン申請を行う場合は署名並びに記名及び押印は不要。</li> <li>代行申請の場合は必ず交付申請者に誓約事項を説明し、同意及び署名等を得た上で申請してください。                      (本様式の署名欄を省略し、誓約書へ記入することも可能です)</li> <li><u>過去年度の申請書では受付できません。必ず新年度の様式で作成してください。</u></li> <li>消えないペンを使用し、ホッチキス等は外してください。</li> </ul>
(2) 誓約書	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1号様式その1の署名もしくは記名及び押印を省略する場合に提出。ただし、交付申請者本人がオンライン申請を行う場合は署名並びに記名及び押印は不要。</li> </ul>
(3) 助成対象者の公的確認書類 ➢ 住民票写し(コピー可) ➢ 印鑑証明書(コピー可) いずれか1つ	<ul style="list-style-type: none"> <li>受領日時時点で、発行日から3か月以内のものに限る</li> <li>住民票は、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものに限る。</li> <li>住所が東京都内であること。</li> </ul>
(4) 購入車両の代金を確認する書類 ➢ 注文書、売買契約書、請求書 納品請求書、等  ※コピー可	<ul style="list-style-type: none"> <li>交付申請者名と販売会社名の記載があり売主と交付申請者との押印や署名があるなど、契約締結の意思を示した書式であること。(契約締結日として申込日・注文日が記載されていること)</li> <li>CEV 補助金の対象車種一覧に記載されている車名・グレードが確認できること。(印字されていない場合は、手書きで追記可)</li> <li>支払金額全額が確認できること。支払金額は、最終的に確定し、実際に支払った額であること。(領収金額を確認)</li> <li>下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、現金支払分とは別に明記されていること。(リサイクル預託金相当額通知書等でも可)</li> </ul>
(5) 購入車両代金の支払に係る書類 ➢ 交付申請者あての領収書 (店舗控えは不可。)  ※コピー可	<ul style="list-style-type: none"> <li>領収書の宛名が交付申請者と同一名義であること。</li> <li>請求書などに記載された支払金額全額分以上の領収書が必要。頭金の支払いなどで複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。</li> <li>金額が車両本体以外のものも区分けせずに記載されている場合は、車両本体の支払額がわかる内訳を明記(別紙可)</li> <li>クレジット(所有権留保付ローン)で購入の場合はクレジット、ローン契約書を提出すること。(申込書ではなく契約書を提出してください。契約締結日が明記されているものが望ましく、少なくとも契約番号が記載されているものを提出してください)</li> <li>申請時に全ての代金の支払いが完了していない場合は、販売業者と交付申請者で締結された今後全額支払うことが明記された契約書の写し及び約款の写しを提出すること。</li> <li>銀行振込についても領収書を提出すること</li> <li>原則、領収書 No のわかるものを提出すること。同一販売店や同一メーカーで No が被っている場合は、こちらから確認の為ご連絡差し上げる場合があります。</li> </ul>
(6) 購入車両の自動車検査証記録事項 ※電子車検証不可 ※コピー可	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子車検証は「所有者や交付申請者の住所」や「使用の本拠の位置」が記載されていないため、「<b>自動車検査証記録事項</b>」をご提出ください。お手元がない場合は左記の特設サイトをご確認いただきダウンロードの上、ご提出ください。</li> </ul>

	<p>国土交通省 電子車検証特設サイト  <a href="https://www.denshishaken-sho-portal.mlit.go.jp/">https://www.denshishaken-sho-portal.mlit.go.jp/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>初度登録(新規登録)時のものを提出すること。(「登録事項等通知書」、「オンライン情報提供サービスの書類」は無効)</li> <li>申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後のもののみで可。その他変更を行った場合は、初度登録時のものと変更後のものがが必要です。</li> <li>「所有者」名と「使用者」名は交付申請者名と同一であること。ただし、下記の場合は例外として認める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア)車両の所有権が留保された購入において、申請車両の「所有者」が販売会社またはローン会社、リース会社等となっている場合。</li> <li>イ)申請車両の登録または届出日の年度において、身体障がい者等が使用する自動車に係る自動車税または軽自動車税の減免制度の適用を受けており、その要件を維持するために、申請車両の「所有者」と「使用者」が一致しない状態となる場合、「所有者」と「使用者」が生計を一にする者である場合に限り、減免制度の適用を受けていることが確認できる書類(写し)、「所有者」と「使用者」の生計同一が確認できる書類(写し)を添付</li> </ul> </li> <li>型式が不明となっている車両、契約書の車名と相違している場合、承認を受けている助成対象車両と同一であることを証するメーカーまたはメーカーの委託を受けた輸入事業者発行の確認書の提出を求める場合がございます。</li> </ul>
(7)	<p>リース契約の確認書類  (リース契約の場合のみ)  ➤ リース契約書の写し  (賃貸借契約書)</p> <p>※コピー可</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リース契約成立後の契約書であること。</li> <li>電子契約書等で署名が確認できない場合、タイムスタンプの署名検証画面等署名したことがわかる書類を添付してください。</li> <li>リース期間、リース料金、車両(登録番号、車台番号等)が記載されていること。</li> <li>リース契約期間は、<u>処分制限期間以上</u>であること。</li> <li>交付申請者(借主)及び貸与元双方の印があるもの</li> <li>前払いリース料など頭金に相当する記載があり現金を支払ったものに関しては、領収書を別途添付すること。</li> <li>契約後に車台番号が決定するなど引渡し書類等が発生した場合は合わせて添付してください。</li> <li>リース契約の使用者が自動車販売店の場合、リース会社に調達先を確認いたします。(自社調達ではないか確認を行うため)</li> </ul>
(8)	<p>再生可能エネルギー電力の導入が確認できる書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>P32 以降をご確認ください。</li> </ul> <p>※再生可能エネルギー電力導入による増額申請をする場合のみ</p>
(9)	<p>その他クール・ネット東京が必要と認める書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合に求める場合がございます。</li> </ul>

## VI 法人・個人事業主 申請



1 申請可否フローチャート



## 2 必要書類

共通に必要な書類	
1	助成金交付に係る申請書(第1号様式 その1、その2)(郵送で申請される場合) ※充電・充放電設備設置に係る上乗せ助成を行う場合は、申請時に「あり」として申請すること。
2	誓約書 ※第1号様式その1の署名もしくは記名及び押印を省略する場合に提出。 ※交付申請者本人がオンライン申請を行う場合署名並びに記名及び押印は不要。
3	【法人の場合】 登記事項証明書(現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書) ※登記事項証明書に都内事業所等の記載が無い場合 (原則)法人都民税納税証明書 (法人都民税納税証明書が提出できない場合)法人設立・設置届出書 【個人事業主の場合】 住民票写しまたは印鑑証明 ※都外在住の場合 (原則)個人事業税納税証明書 (納税証明書が提出できない場合)東京都の開業届、確定申告書
4	購入車両の代金に係る請求書または注文書 ※車両本体価格(税込)及び車名・グレードが確認できるもの。 ※メーカーオプションで外部給電機能を装着した場合は、書類にその旨の記載があること。
5	購入車両の代金の支払に係る領収書 ※リース契約の場合は不要
6	購入車両の自動車検査証記録事項
7	車両の管理・使用に係る法人とその従業員等による確認書 車両の管理・使用に係る従業員の在職証明書 ※所有者と使用者が異なる場合(会社の従業員が使用者となる場合など)
8	再生可能エネルギーの導入が確認できる書類 ※再生可能エネルギー電力導入による増額申請をする場合
9	その他クール・ネット東京が必要と認める書類
リース契約の場合のみ必要な書類	
1	リース契約書(リース事業者及びリース使用者双方の印があるもの)
2	前払いリース料などリース料金に反映させていない代金の現金支払いに係る領収書

※ リース使用者が法人格を有しない団体の場合は、クール・ネット東京に提出書類についてご相談ください。

※ オンライン申請時には各書類は、スキャンや写真などでデータ化してください(上限容量は各10MBです)

《必要書類の詳細》

必要書類	補足説明・注意事項
(1) 助成金交付に係る申請書 (第1号様式その1、その2) (郵送で申請される場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1号様式その1、その2に必要な事項を全て記入し、ご提出してください。</li> <li>交付申請者は誓約書の誓約事項を必ず確認した上で、第1号様式その1の誓約チェック項目欄に✓を入れ、署名手書きまたは押印をしてから申請してください。ただし、交付申請者本人がオンライン申請を行う場合は署名並びに記名及び押印は不要。</li> <li>代行申請の場合は必ず交付申請者に誓約事項を説明し、同意及び署名等を得た上で申請してください。 (本様式の署名欄を省略し、誓約書へ記入することも可能です)</li> <li><u>過去年度の申請書では受付できません。必ず新年度の様式で作成してください。</u></li> <li>消えないペンを使用し、ホッチキスは外してください。</li> </ul>
(2) 誓約書	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1号様式その1の署名もしくは記名及び押印を省略する場合に提出。</li> <li>ただし、交付申請者本人がオンライン申請を行う場合署名並びに記名及び押印は不要。</li> </ul>
(3) 助成対象者の公的確認書類(コピー可) 【法人の場合】 ➢ 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書 ※登記事項に都内事務所の掲載がない場合 ➢ 法人都民税納税証明書 ➢ 法人事業税納税証明書 (都内で納めているもの) ※納税証明書が用意できない場合 ➢ 法人設立・設置届出書 【個人事業主の場合】 ➢ 住民票写しまたは印鑑証明書 ※都外在住の場合 ➢ 個人事業税納税証明書(都内で納めているもの) ※納税証明書が用意できない場合 ➢ 都内の開業届 ➢ 確定申告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請日時時点で、発行日から3か月以内のものに限ります。</li> <li>登記事項証明書は法務局の印及び発行日のあるもの、全ページの提出が必要です。登記情報提供サービスで発行した登記事項証明書は無効です。</li> <li>交付申請者の名前や法人名が当該証明書内で確認できること。</li> <li>登記事項に都内事業所等の掲載の無い申請の場合、法人都民税・法人事業税納税証明書(提出できない場合は法人設立・設置届出書)を提出してください。都内に事務所や事業所があることが要件です。</li> <li>都内に事務所・事業所がない場合は対象外となります。</li> <li>法人設立・設置届出書や確定申告書、開業届は各都内の管轄する事務所の押印があるもの、電子申請の場合は電子受付日が記載されているもの。 上記の確認がとれない場合、他の書類の提出を求める場合がございます。</li> </ul>
(4) 購入車両の代金を確認する書類 ➢ 注文書、売買契約書、請求書、納品請求書、等 ※コピー可	<ul style="list-style-type: none"> <li>交付申請者名と販売会社名の記載があり、売主と交付申請者との押印や署名があるなど、契約締結の意思を示した書式であること。(契約締結日として申込日・注文日が記載されていること)</li> <li>CEV 補助金の対象車種一覧に記載されている車名・グレードが確認できること。記入がない場合は、手書きで追記可)</li> <li>支払金額全額が確認できること。支払金額は、最終的に確定し、実際に支払った額であること。(領収金額を確認します。)</li> <li>下取り金額・下取り車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、現金支払分とは別に明記されていること。</li> </ul>

		<p>(リサイクル預託金相当額通知書等でも可)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電子契約書等で署名が確認できない場合、タイムスタンプの署名検証画面等署名したことがわかる書類を添付してください。</li> </ul>
(5)	<p>購入車両代金の支払に係る書類</p> <p>➤ <b>交付申請者あての領収書</b> (店舗控えは不可。)</p> <p>※コピー可</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>領収書の宛名が交付申請者と同一名義であること。請求書などに記載された支払金額全額分以上の領収書が必要。頭金の支払いなどで複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること。</li> <li>金額が車両本体以外のものも区分けせずに記載されている場合は、車両本体の支払額がわかる内訳を明記(別紙でも可)</li> <li>クレジット(所有権留保付ローン)で購入の場合はクレジット、ローン契約書を提出すること。(申込書ではなく契約書を提出してください。契約締結日が明記されているものが望ましく、少なくとも契約番号が記載されているものを提出してください)</li> <li>申請時に全ての代金の支払いが完了していない場合は、販売業者と交付申請者で締結された今後全額支払うことが明記された契約書の写し及び約款の写しを提出すること。</li> <li>銀行振込についても領収書を提出すること</li> <li>原則、領収書Noのわかるものを提出すること。同一販売店や同一メーカーでNoが被っている場合は、こちらから確認の為ご連絡差し上げる場合があります。</li> </ul>
(6)	<p>購入車両の「自動車検査証記録事項」</p> <p>※<b>電子車検証不可</b></p> <p>※コピー可</p> <p>国土交通省 電子車検証特設サイト  <a href="https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/">https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/</a></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子車検証は「所有者や交付申請者の住所」や「使用の本拠の位置」が記載されていないため、「<b>自動車検査証記録事項</b>」をご提出ください。お手元がない場合は左記の特設サイトをご確認していただきダウンロードの上、ご提出ください。</li> <li>初度登録(新規登録)時のものを提出すること。(「登録事項等通知書」、「オンライン情報提供サービスの書類」は無効です。)</li> <li>申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後のもののみで可。その他変更を行った場合は、初度登録時のものと変更後のものがが必要です。</li> <li>「所有者」名と「使用者」名は交付申請者名と同一であること。ただし、下記の場合は例外として認める。        ア)車両の所有権が留保された購入において、申請車両の「所有者」が販売会社またはローン会社、リース会社等となっている場合。        イ)申請車両の登録または届出日の年度において、身体障がい者等が使用する自動車に係る自動車税または軽自動車税の減免制度の適用を受けており、その要件を維持するために、申請車両の「所有者」と「使用者」が一致しない状態となる場合、「所有者」と「使用者」が生計を一にする者である場合に限り。減免制度の適用を受けていることが確認できる書類(写し)、「所有者」と「使用者」の生計同一が確認できる書類(写し)を添付</li> <li>型式が不明となっている車両、契約書の車名と相違してい</li> </ul>

		る場合、承認を受けている助成対象車両と同一であることを証するメーカーまたはメーカーの委託を受けた輸入事業者発行の確認書の提出を求められる場合がございます。
(7)	リース契約の確認書類 (リース契約の場合のみ) ➤ <b>リース契約書の写し</b> (賃貸借契約書)	<ul style="list-style-type: none"> <li>リース契約成立後の契約書であること。</li> <li>電子契約書等で署名が確認できない場合、タイムスタンプの署名検証画面等署名したことがわかる書類を添付してください。</li> <li>リース期間、リース料金、車両(登録番号、車台番号等)が記載されていること。</li> <li>リース契約期間は、処分制限期間以上であること。</li> <li>交付申請者(借主)及び貸与元双方の印があるもの</li> <li>前払いリース料など頭金に相当する記載があり現金を支払ったものに関しては、領収書を別途添付すること。(リース契約のみ。)</li> <li>契約後に車台番号が決定するなど引渡し書類等が発生した場合は合わせて添付してください。</li> <li>リース契約の利用者が自動車販売店の場合、リース会社に調達先を確認いたします。(自社調達ではないか確認を行う為)</li> </ul>
(8)	車両の管理・使用に係る法人とその従業員等による確認書	<p>※ 自動車検査証の所有者名が交付申請者等で使用者名が交付申請者に勤める役員・従業員の 경우에는、下記の添付書類とともに提出してください。</p> <p>【添付必要:本人確認書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 運転免許証のコピー</li> <li>➤ 住民票写し(発行から3か月以内のもの)または印鑑証明(発行から3か月以内のもの)のいずれか</li> <li>➤ 使用者が登記事項証明書に記載がある役員の場合は本人確認書類の添付は不要です。(車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書のみ提出してください)</li> </ul>
(9)	車両の管理・使用に係る法人とその従業員等による在職証明書  ※登記事項証明書に記載のある役員は提出不要	<p>自動車検査証の所有者名が交付申請者で使用者名が交付申請者に勤める役員・従業員の 場合で、役員・従業員として交付申請者の法人に申請日時点で在籍していることの証明として下記の添付書類とともに提出してください。ただし、使用者名が登記事項証明書に記載がある役員の場合は、車両の管理・使用に係る法人とその社員等による在職証明書の提出は不要です。(登記事項証明書で在籍が確認できるため)</p> <p>【添付必要：在籍確認書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 直近の従業員の給与所得の源泉徴収票の写し(住所・氏名・「中途就・退職」以外を墨消し)</li> <li>➤ 直近の給与明細 等</li> </ul>
(10)	再生可能エネルギー電力の導入が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>P32 以降をご確認ください。</li> </ul> <p>※再生可能エネルギー電力導入による増額申請をする場合のみ</p>
	その他クール・ネット東京が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合に求める場合がございます。</li> </ul>

## VII 再生可能エネルギー電力導入及び公共用充電設備・充放電設備 導入による増額申請について



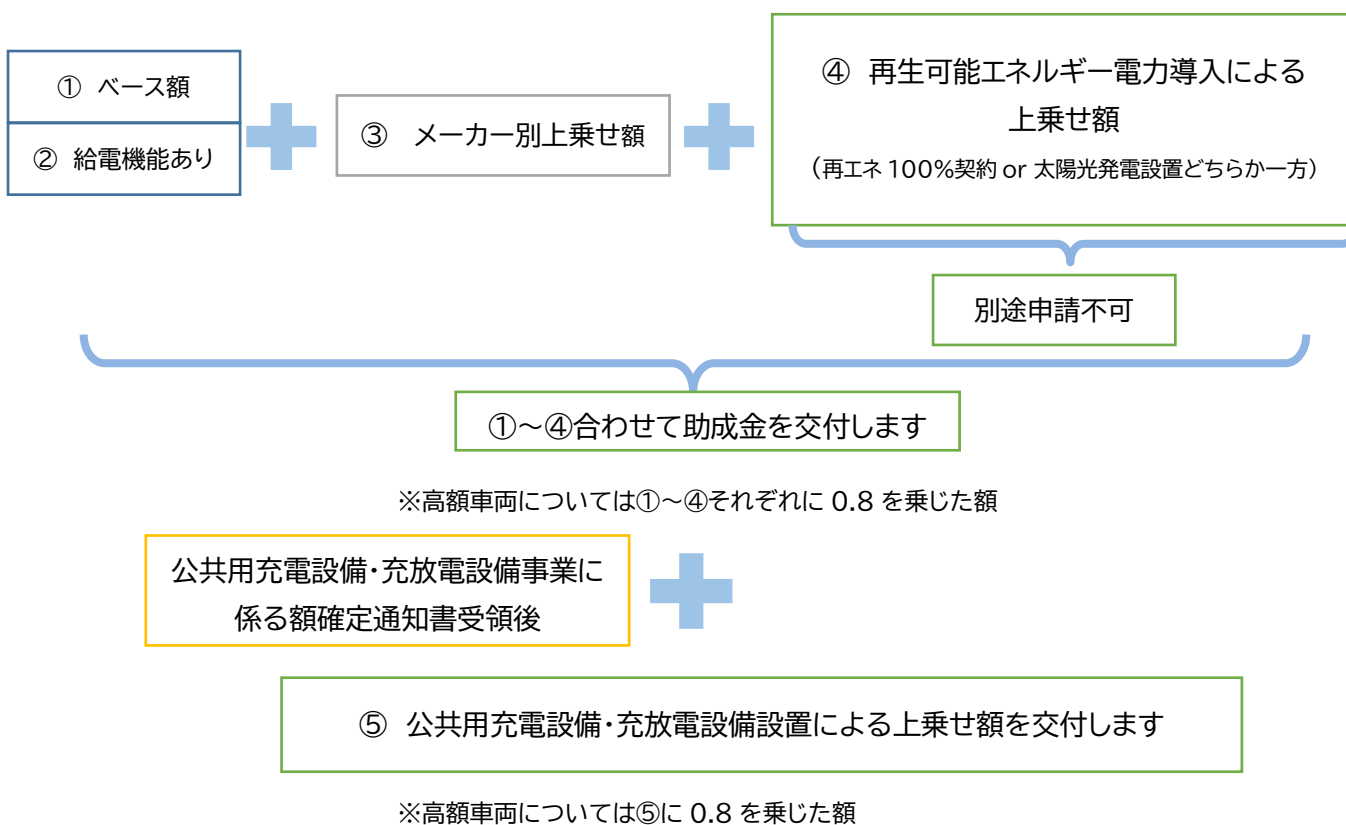
## 1【再生可能エネルギー電力導入による助成額の上乗せ】

再生可能エネルギー100%電力メニューを契約している、または太陽光発電システムを設置または自営線で接続しており、一定の要件を満たす場合は、上乗せした助成額を申請することができます。

### 【注意点】

- ①対象車両を購入時に導入がなくても、本助成金の申請(申請期限:初度登録から1年以内)までに電力メニューを契約済みまたは太陽光発電設備を設置済みであれば申請が可能です。(申し込みの状態では申請不可。)
- ②基本助成額と合わせた申請が必要となりますので、上乗せ額分のみを追加で申請することはできません。
- ③再生可能エネルギー100%電力メニューの契約、太陽光発電システムの設置の両方を導入されている場合、どちらか一方しか申請できません。

### 【体系図】



(1) 再生可能エネルギー100%電力メニュー契約による増額申請

ア 要件について

下記①・②のいずれかの対象メニューを導入し、電気の供給先が車両の自動車検査証の「使用の本拠の位置」または自動車保管場所証明書(車庫証明書)もしくは保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置と一致していること。ただし、登録車両の初度登録年度によって対象となるメニューが異なるため、以下の表を参照すること。

再エネ100%電力メニュー契約による増額申請における対象メニューについて		
初度登録年度	① 「東京都エネルギー環境計画書制度メニュー別一覧表」において「計画値」の「再エネ利用率」が100%であるメニュー	② 環境省「再エネ100%電力メニュー一覧」記載のメニュー
令和7年度(2025年4月1日～2026年3月31日)	○	○
令和8年度(2026年4月1日～2027年3月31日)	○	×

※①・②ともに、申請日(オンラインの場合は当日、郵送の場合は到着日)時点で一覧表に掲載されている電力メニューが対象です。

対象メニュー	
①	「東京都エネルギー環境計画書制度メニュー別一覧表」において「計画値」の「再エネ利用率」が100%であるメニュー  リンク先↓ <a href="https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/supplier/publications/">https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/supplier/publications/</a>
②	環境省「再エネ100%電力メニュー一覧」記載のメニュー 環境省交付規程 別表3【再生可能エネルギー100%電力調達】において環境省が指定、公表する電力メニュー ※ 初度登録が令和8年3月31日までの車両のみ。環境省事業の終了にともない、現在該当メニューは非公開となっていますので、これから電力契約の申込をする方は①をご参照ください。

## イ 対象メニューの確認方法

対象メニューは、以下の方法で確認します。

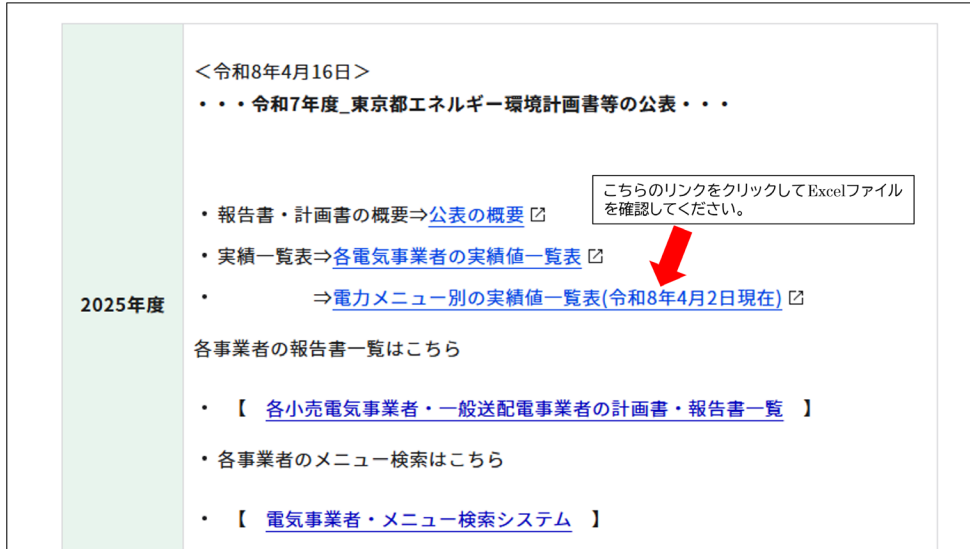
①「東京都エネルギー環境計画書制度メニュー別一覧表」において「計画値」の「再エネ利用率」が100%であるメニュー

【対象メニュー検索方法について】

1 東京都のホームページを開く

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/supplier/publications>

2 東京都のホームページの下図に記載されている「電力メニュー別の実績値一覧表」をご確認ください。



3 開いた Excel ファイルの「R7計画」のシート上で、「R7年度計画値」の「再エネ利用率」欄(J 列6行)のフィルターで「100.00%」を選択し、対象メニューをご確認ください。

東京都エネルギー環境計画書制度 メニュー別一覧表										【2025(令和7) 年度計画】		2025/9/24現在	
※1 このデータは2025年度に小売電気事業者から提出されたエネルギー環境計画書に基づき作成したものです(2025年9月24日時点)。提出時に審査を行っており、確認が終了したのから順次追加します。										※2 本計画書制度におけるメニュー別の再生可能エネルギー利用率は、メニューに充てた再エネ証書の量から算定しているため、余剰非化石電気相当量を活用して再エネ100%メニューになっている場合でも、東京都の表示では100%にならない場合があります。			
番号	小売電気事業者名称	メニュー名	商品名	供給区分				R7年度計画値		HP			
				特高	高圧	低圧電力	低圧電灯	基礎	再エネ利用率				
A0009	株式会社エネット	A	EnneGreen	○	○	○	○	0.000	100.00%	<a href="https://www.ennet.co.jp/about/green.html">https://www.ennet.co.jp/about/green.html</a>			
A0009	株式会社エネット	B	EnneGreen	○	○	○	○	0.000	100.00%	<a href="https://www.ennet.co.jp/about/green.html">https://www.ennet.co.jp/about/green.html</a>			
A0009	株式会社エネット	C	EnneGreen	○	○	○	○	0.349	19.62%	<a href="https://www.ennet.co.jp/about/green.html">https://www.ennet.co.jp/about/green.html</a>			
A0009	株式会社エネット	D	EnneGreen	○	○	○	○	0.400	0.00%	<a href="https://www.ennet.co.jp/about/green.html">https://www.ennet.co.jp/about/green.html</a>			
A0009	株式会社エネット	E	EnneGreen	○	○	○	○	0.530	0.00%	<a href="https://www.ennet.co.jp/about/green.html">https://www.ennet.co.jp/about/green.html</a>			
A0061	サミットエナジー株式会社	A	メニュー-A	○	○	○	○	0.000	100.00%	<a href="https://www.summit-energy.co.jp/geoene_regular/">https://www.summit-energy.co.jp/geoene_regular/</a>			
A0064	東京ガス株式会社	A	実質再エネメニュー	○	○	○	○	0.000	100.00%				
A0064	東京ガス株式会社	B	太陽光メニュー	○	○	-	-	0.000	100.00%				
A0064	東京ガス株式会社	C	水力メニュー	-	○	-	-	0.000	100.00%				
A0076	日鉄エンジニアリング	A	PF100メニュー	○	○	○	○	0.000	90.49%※2	<a href="https://www.eng.nipponsteel.com/business/environment_and_energy_solution/electric/electric/">https://www.eng.nipponsteel.com/business/environment_and_energy_solution/electric/electric/</a>			
A0076	日鉄エンジニアリング	B	PF100メニュー	○	○	○	○	0.000	90.50%※2	<a href="https://www.eng.nipponsteel.com/business/environment_and_energy_solution/electric/electric/">https://www.eng.nipponsteel.com/business/environment_and_energy_solution/electric/electric/</a>			
A0134	カナデビア株式会社	B	再エネ電力	○	○	-	-	0.000	100.00%	<a href="https://www.kanadevia.com/business/field/energy/pdf/PPS_2023.pdf">https://www.kanadevia.com/business/field/energy/pdf/PPS_2023.pdf</a>			
A0134	カナデビア株式会社	K	標準メニュー	○	○	-	-	0.200		<a href="https://www.kanadevia.com/business/field/energy/pdf/PPS_2023.pdf">https://www.kanadevia.com/business/field/energy/pdf/PPS_2023.pdf</a>			

## ② 環境省「再エネ 100%電力メニュー一覧」記載のメニュー【初度登録が令和 8 年 3 月 31 日以前の車両のみ】

初度登録が令和 8 年 3 月 31 日以前の車両は、令和 7 年度の要件にて記載があった環境省「再エネ 100%電力メニュー一覧」記載のメニュー一覧に記載の電力メニューでも増額にて申請可能です。環境省事業の終了に伴い、現在該当メニューは非公開となっていますので、これから電力契約の申込をする方は①をご参照ください。

なお、ご契約済電力メニューが対象か確認したい方は、申請HPの一番下のお問合せフォーム若しくは下記リンクよりお問い合わせください。

お問合せフォームリンク:

<https://tokyo-co2down-mobi.form.kintoneapp.com/public/tokyokankyo-mobility-zev-contact>

## ウ 必要書類一覧

少なくとも下記 4 つが確認できる書類

(小売電気事業者等と契約締結済であること(申込書など申込みの状態では申請できません。))

①	契約メニューの名称
②	契約メニューの提供事業者
③	契約メニューの契約者名(交付申請者等)
④	契約メニューを供給している住所(車両の使用の本拠の位置と同じ住所)

※ 契約書の写し、検針票の写し、Web ページのお客様画面、契約完了のメール画面等に上記4つの記載がある場合が多いです。

※ 使用の本拠の位置が住民票と同じ住所(Aとする)であるが、Aとは別に2km 圏内に所有の家屋の住所(Bとする)があり、そこで車庫証明を取得・登録し、Bにて再生可能エネルギー100%電力を契約した場合は 車庫証明書もしくは保管場所標章番号通知書に記載の保管場所の位置とBの住所が同一であれば、増額申請が可能です。

(使用の本拠の位置=A≠再エネ電力契約の住所=B)

※ 二世帯住宅等で、電力の契約者と申請車両の使用者が異なる場合も、電力の供給先が上記に該当する場合は増額申請可能です。

※ 既に契約している電力メニューが本助成の対象メニューである場合は、新たに契約する必要はありません。

※ 車両処分制限期間の間、対象メニューの中で電力メニューを変更することは可能です。交付決定後、変更する場合は、「変更届出書」をご提出ください。

※ 車両処分制限期間の間、条件を満たせなくなった場合は必ず申し出てください。助成金の一部返還が必要です。

※ 処分制限期間の間、クール・ネット東京または東京都により契約の継続を確認する場合があります。

(2) 太陽光発電システム設置による増額申請

ア 要件について

太陽光発電システム設置による増額申請の要件	
① 発電出力が2kw(1.995kw 以上)であること	
② 電気自動車もしくはプラグインハイブリッド車の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置に設置済みであることまたは当該位置に自営線で接続されていること ※設置住所が違う場合、自動車保管場所証明書(車庫証明書)または保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置と同一であれば可。【使用の本拠の位置＝保管場所の位置＝太陽光設置住所】	
③ 当該太陽光発電システムを構成するモジュールが一般財団法人電気安全環境研究所(JET)が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであることもしくは同等以上であることまたは国際電気標準会議(IEC)のIEC EE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。 ただし、すでに太陽光発電システムを導入している場合であって、当該太陽光発電システムが下記の表に掲げる国、都またはクール・ネット東京が実施していた太陽光発電システムに対する助成事業の助成対象となっていたときは、この限りではない。	
実施主体	助成制度名称
1	住宅用太陽光発電モニター事業(平成6年度から平成8年度まで)
2	経済産業省 住宅用太陽光発電導入基盤整備事業(平成9年度から平成13年度まで)
3	資源エネルギー 住宅用太陽光発電導入促進事業(平成14年度から平成17年度まで)
4	一庁 住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業(平成20年度から平成23年度まで)
5	住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業(平成23年度から平成25年度まで)
6	都 家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業(平成25年度から平成27年度まで)
7	クール・ネット 住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業(平成21年度及び平成22年度)
8	東京 住宅用創エネルギー機器等導入促進事業(平成23年度及び平成24年度)
※太陽光モジュールとは主に屋根に設置する太陽光本体のパネルのこと。	

## イ 太陽光モジュール認証の確認方法

ア-③の要件における太陽光モジュール認証は下記リストに掲載されているかどうかで判断します。

### (1) JP-AC 太陽光パネル型式登録リスト【A 認証のみ】

<https://www.fit-portal.go.jp/servlet/servlet.FileDownload?file=01528000003rz40AAA>

#### ★ 検索方法

- ① 上記リストを開く。
- ② リスト上で「Ctrl+F」を押す。

太陽光パネル型式登録リスト

| ^ v X

登録種別	登録要件	使用できる申請の範囲
A登録	認証要件及び変換効率要件の充足	10kW未満太陽光、10kW以上太陽光
B登録	変換効率要件の充足	10kW以上太陽光

変換効率：事業計画認定ではセル実効変換効率(小数第二位を切り捨て)を用いているため、カタログ値と異なる場合があります。  
製造開始欄が空白のものは、未製造のものです。

電子申請システムでのメーカー表記の変更履歴 (2015年4月1日～)

新表記	旧表記	表記の変更日
アンフィニ	アンフィニジャパンソーラー	2015年4月3日
エイケ		
現代重		
LONGi		
SHINSI		
東芝エネルギーシステムズ	東芝	2017年10月6日
JUMAO PHOTONICS	TRILLION SUN	2017年10月20日
URE	GINTECH ENERGY	2019年1月31日
URE	Neo Solar Power	2019年1月31日
URE	SOLARTECH	2019年1月31日
JINZHOU YANGGUANG ENERGY	Jinmao PV	2019年8月23日
現代エナジーソリューションズ	現代重工業グリーンエネルギー	2019年9月20日
サンパワー	SunPower Corporation	2020年2月28日
東京電気工業	ALPHA ZERO TH	2020年3月27日
ABLYTEK	アプリテック	2020年3月27日
LS ELECTRIC	LS産電	2020年5月15日
Beyondsun	Trunsun solar	2020年12月11日

**① この画面で「Ctrl」+「F」を押し、検索窓を出す**

③ 検索窓に設置済み太陽光モジュールの型式を入力する。

太陽光パネル型式登録リスト(2024年4月～ 含有物質情報あり) 2025年9月26日

登録種別	登録	<b>PV-MX180H</b>	1 / 1	^	v	X
A登録	認証					
B登録	変換					

変換効率：事業計画認定ではセル実効変換効率(小数第二位を四捨五入)を用いているため、カタログ値と異なる場合があります。  
製造開始欄が空白のものは、未製造のものです。

電子申請システムでのメーカー表記の変更履歴 (2015年4月1日～)

新表記	旧表記	表記の変更日
アンフィニ		
エイケイコム		
現代重工業グ		
LONGi		
SHINSUNG E		
東芝エネルギー		
JUMAO PHOTONICS	TRILLION SUN	2017年10月20日
URE	GINTECH ENERGY	2019年1月31日
URE	Neo Solar Power	2019年1月31日
URE	SOLARTECH	2019年1月31日
JINZHOU YANGGUANG ENERGY	Jinmao PV	2019年8月23日
現代エナジーソリューションズ	現代重工業グリーンエネルギー	2019年9月20日
サンパワー	SunPower Corporation	2020年2月28日
東京電気工業	ALPHA ZERO TH	2020年3月27日
ABLYTEK	アプリテック	2020年3月27日
LS ELECTRIC	LS産電	2020年5月15日
Beyondsun	Trunsun solar	2020年12月11日

**② 設置している太陽光モジュールの型式を入力する。**

④ 検索窓に設置済み太陽光モジュールの型式を入力する。

太陽光パネル

**③ 検索結果が表示される。  
検索結果があり、A 認証であれば認証済み。**

メーカー	型式	登録種別	出力(W)	セル実効変換効率(%)	太陽電池種類	鉛	カドミウム	ヒ素	セレン	製造開始(年月)	製造終了(年月)
三菱電機	PV-MX190HA-C	A	190	15.6	多結晶	0.1wt%未満	0.1wt%未満	0.1wt%未満	0.1wt%未満	201104	
三菱電機	PV-MG209BBXBR	A	199	17.5	単結晶	0.1wt%未満	0.1wt%未満	0.1wt%未満	0.1wt%未満	201308	
三菱電機	<b>PV-MX180H</b>	A	180	14.7	多結晶	0.1wt%未満	0.1wt%未満	0.1wt%未満	0.1wt%未満	200808	
三菱電機											
三菱電機											
三菱電機											
三菱電機	PV-MG209BBXBR	A	209	16.4	単結晶	0.1wt%未満	0.1wt%未満	0.1wt%未満	0.1wt%未満	201410	
三菱電機	PV-MA2150KFZ	A	215	18.7	単結晶	0.1wt%未満	0.1wt%未満	0.1wt%未満	0.1wt%未満	201406	
三菱電機	PV-MB2600KF	A	260	18.1	単結晶	0.1wt%未満	0.1wt%未満	0.1wt%未満	0.1wt%未満	201501	

**④ A 認証かどうか確認してください。  
(B の場合は不可になるため、次記述の JET 認証で再度確認。)**

## (2) JETPVm 認証製品リスト

⇒ [https://www.jet.or.jp/common/data/products/solar/JETPVm\\_list.pdf](https://www.jet.or.jp/common/data/products/solar/JETPVm_list.pdf)

### ★ 検索方法

- ① 上記リストを開く。
- ② リスト上で「CTRL+F」を押す。

1 / 667 100%

JETPVm認  
(PV Module List of JETPVm Certificate)

2022年12月28日現在  
as of December 28, 2022  
一般財団法人 電気安全環境研究所(JET)

認証取得者: 三菱電機株式会社 中津川製作所  
Certificate recipient: MITSUBISHI ELECTRIC CORPORATION, NAKATSUGAWA WORKS

No.	認証書番号 Certificate number	認証製品の型名 Certificated type name	認証登録日 Date of certificate issue	試験基準 Test standard	公称最大出力(W) Nominal Pmax (W)
-----	-----------------------------	-----------------------------------	------------------------------------	-----------------------	-------------------------------

注1. 認証されたモデルには認証マークが表示されています。  
注2. JIS規格とIEC規格の差異は次のとおりです。  
JISC8990(2009年)とIEC61215ED. 2(2005年)は同一な試験内容です。  
JISC8991(2011年)とIEC61646ED. 2(2008年)は同一な試験内容です。  
JISC8992-1(2010年)とIEC61730-1ED. 1(2004年)は同一な試験内容です。  
JISC8992-2(2010年)とIEC61730-2ED. 1(2004年)は同一な試験内容です。

① この画面で「Ctrl」+「F」で検索窓を出す。

IEC61646 Ed. 2(2008) tests are same as JIS C 8991(2011).  
IEC61730-1 Ed. 1(2004) tests are same as JIS C 8992-1(2010).  
IEC61730-2 Ed. 1(2004) tests are same as JIS C 8992-2(2010).

Note 3: The certifications are valid for five years after their issuance.  
"The term of validity of certification" is the term during which certificate holders (registrants) can manufacture and ship certified and registered products, and products manufactured and shipped in this term remain certified and registered even after expiry of the term.

認証取消モデルは、以下のとおり。  
The withdrawn models are as follows.

No.	前認証書番号 Former Certificate number	型名 Type name	認証取消日 Withdrawn Date	取消理由 Cancellation reason
-----	-------------------------------------	-----------------	-------------------------	-----------------------------

- ③ 型式を入力する。

1 / 667 100%

JETPVm認  
(PV Module List of JETPVm Certificate)

2022年12月28日現在  
as of December 28, 2022  
一般財団法人 電気安全環境研究所(JET)

認証取得者: 三菱電機株式会社 中津川製作所  
Certificate recipient: MITSUBISHI ELECTRIC CORPORATION, NAKATSUGAWA WORKS

No.	認証書番号 Certificate number	認証製品の型名 Certificated type name	認証登録日 Date of certificate issue	試験基準 Test standard	公称最大出力(W) Nominal Pmax (W)
-----	-----------------------------	-----------------------------------	------------------------------------	-----------------------	-------------------------------

注1. 認証されたモデルには認証マークが表示されています。  
注2. JIS規格とIEC規格の差異は次のとおりです。  
JISC8990(2009年)とIEC61215ED. 2(2005年)は同一な試験内容です。  
JISC8991(2011年)とIEC61646ED. 2(2008年)は同一な試験内容です。  
JISC8992-1(2010年)とIEC61730-1ED. 1(2004年)は同一な試験内容です。  
JISC8992-2(2010年)とIEC61730-2ED. 1(2004年)は同一な試験内容です。  
注3. 認証の有効期間は、認証取得日から5年間です。  
有効期限とは、認証取得者(登録者)が認証登録製品を製造し出荷することができる期限であり、有効期限内に製造し出荷された製品は、有効期限終了後においても認証登録品と相違ありません。

② 型式を入力する。

Note 1: The certified PV modules have the JET PVm certification marks attached or printed on them.  
Note 2: There are no differences in the required tests between JIS standards and corresponding IEC standards.

認証取消モデルは、以下のとおり。  
The withdrawn models are as follows.

No.	前認証書番号 Former Certificate number	型名 Type name	認証取消日 Withdrawn Date	取消理由 Cancellation reason
-----	-------------------------------------	-----------------	-------------------------	-----------------------------

④ 検索結果が表示される。

102		PV-UD190MF5		
105		PV-UD195MF5		
<b>③ 検索結果が表示される。期限切れ等関わらず、掲載があれば認証済み。</b>				
110	PV01-53102-1011	PV-MG0925GXT	2011.01.25	有効期限切れ
111	PV01-53102-1013	PV-EF52MS	2011.04.01	有効期限切れ
112		PV-EF46MS		
113		PV-EF40MS		
114		PV-EF35MS		
115	PV01-53102-1012	WPV-MG190HX	2011.04.01	有効期限切れ
116		PV-MG0925HXT		
117	PV01-53202-1002	PV-MX180H	2013.11.11	有効期限切れ
118		PV-MX165H		
119		PV-MX0925HH		
120		PV-MX0925HL		
121		PV-MX0925HR		
122		PV-MG185HX		
123	PV01-53202-1003	PV-EE115MF5F	2014.01.21	有効期限切れ
124		PV-EE120MF5F		
125		PV-EE125MF5F		
126		PV-EE130MF5F		
127		PV-EE135MF5F		
128	PV01-53202-1004	PV-AD165MF5	2014.03.18	有効期限切れ
129		PV-AD170MF5		
130		PV-AD175MF5		
131		PV-AD180MF5		
132		PV-AD185MF5		
133		PV-AD190MF5		

◆ P37 記載の助成制度または都、クール・ネット東京もしくは区市町村で定める太陽光発電システム設置に関連した助成を受けたことがわかる書類をご提出ください。(交付決定通知書、額確定通知書)

認証対象外のものでもクール・ネット東京や国が別で実施する太陽光発電システムにおける助成事業が当該事業の定める要件と同等であるとクール・ネット東京が認めた場合、モジュール認証の要件を満たすものとします。【ウ 必要書類参照】

◆ 太陽光に係る助成事業の実績報告期間がまだ終了していない場合、交付決定通知書では設置しているかどうか未確定のため、額確定通知書など設置後に発行される証明書をご提出してください。

◆ 設置業者もしくはモジュールのメーカーにご確認を頂き、設置されているモジュールが JET 認証もしくは IECCE-CB 認証制度に参加する他国の認証機関で認証されたもの等の第三者機関による認証書を提出することが出来る場合は認証書を太陽光増額書類と一緒に送付してください。

※ (1)、(2)、(3)を満たす書類が用意できない場合、太陽光増額申請の対象外となる場合がございます。

## ウ 必要書類一覧

<必要要件> ア 要件についての一覧内における①②③を満たす書類

⇒ ①kw(キロワット)数、②設置場所、③対象のモジュール型式、について下記書類例を参考に組み合わせて書類を提出すること。

### ◆ 書類の例(対象も製品により異なるため下記の例で確認できない場合がございます)

書類名	内容
接続契約のご案内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電住所が地番の場合、住所と一致するものが必要。</li> <li>・受給開始希望日が原則交付申請日より前になるもの。</li> </ul> ※受給開始希望日が申請日より後になる場合、確認をとらせていただき、他の書類をご提出いただく場合がございます。
系統連絡票回答書の控え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力会社の返答が記入されているもの。</li> <li>・受給開始希望日が原則車両の交付申請日より、前になるもの。</li> </ul> ※受給開始希望日が申請日より後になる場合、確認をとらせていただき、他の書類をご提出いただく場合がございます。
検針票(購入料金のお知らせなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電設備が「W 発電」も可</li> <li>・使用kw数が記載あるもの。</li> </ul>
購入実績お知らせサービスなど	
Web 検針票	
太陽光モジュールの保証書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置会社名、設置住所やお客様名が明記されているもの。</li> <li>・設置住所の記載がない場合、他の書類の提出を求める場合がございます。</li> </ul>
出力対比表、出荷証明書など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バーコードや枚数にて、各要件のkw数を満たしていることがわかること。</li> <li>・住所表記がない場合は、他の書類と組み合わせて提出すること。</li> </ul>
太陽光設置における契約書など (例:納品書、工事請負契約書、完工証明書など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約者、施主の双方の印があるなど、契約書としての形式になっているもの。</li> <li>・書類にモジュールの型式など記載がない場合、補足書類として契約書等に紐づく竣工図や完工図面などを提出してください。</li> </ul>
再生可能エネルギー発電事業計画の認定について (認定通知書)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モジュールの型式や設置住所が記載されているもの。</li> <li>・太陽光発電設備施工業者、仲介業者など施工関連の事業者の方に認定証明書を出してもらうよう依頼してください。</li> </ul> ※モジュールの型式等記載がない特例認定通知書(みなし認定書)は不可。
再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定証明について(認定証明書)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者が廃業して不明な場合はご自身でご確認いただく必要があります。「再生可能エネルギー電子申請」をネットなどで検索し、右側の「ログイン ID・パスワードが忘れた方はこちら」をクリックして内容をご確認ください。</li> </ul>
別表もしくは他の国、都、クール・ネット東京もしくは区市町村で定める太陽光発電システム設置に関連した助成事業を受けたことがわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別表の助成事業を受けた交付決定通知書、額確定通知書 (認証対象外のものでも、上記の証明書類を提出し、クール・ネット東京が認めた場合、要件を満たす書類の一つとして認める。)</li> <li>・(当時の申請書や助成金を受領した際の振込明細及び証明書、予約受付通知書は不可。)</li> <li>・実績期間が終了していない場合、額確定通知書など設置後に発行される書類をご提出ください。</li> </ul>

#### 【備考】

- 太陽光発電システムの設置場所が上記に該当しなくても、自営線で上記住所に電力を供給している場合は申請可能です。
  - 二世帯住宅や集合住宅等で、太陽光発電システムの所有者と申請車両の使用者が異なる場合も、太陽光発電システムの発電出力量、設置場所が上記に該当する場合は増額申請可能です。
  - 太陽光発電システムをリースで設置している場合も、太陽光発電システムの発電出力量、設置場所が上記に該当する場合は増額申請可能です。
  - 全量売電の場合でも要件を満たしていれば増額申請可能です。
  - 住所が地番標記にて記載のものでも可ですが、使用の本拠の位置と同一である証明書類も一緒にご提出下さい。
  - その他、上記に記載のない書類でも提出いただくことで審査の中で認められる可能性もございますので、要件を満たすように書類をご提出いただくようお願いいたします。
  - 車両処分制限期間の間、上記条件を満たす限りはソーラーパネルの交換等を行うことは可能です。
  - 受給開始希望日など発電契約が直近の場合、設置しているかどうか確認させていただく場合がございます。
  - 車両処分制限期間の間、太陽光設備を処分したなど、条件を満たさなくなった場合は必ず申し出てください。助成金の一部返還が必要です。特に、交付申請者の方が太陽光発電システムの所有者でない場合はご注意ください。
- ※処分制限期間の間、クール・ネット東京または東京都により設置の継続を確認する場合があります。

## 2【充放電設備(V2H・V2B)または公共用充電設備による助成額の上乗せ】

### (1) 要件について

充放電設備(V2H・V2B)または公共用充電設備(以下充電設備とする。)による増額申請の要件は以下の通りです。

- ① **クール・ネット東京が実施する充電設備**を含む助成事業(以下「該当事業」という。)に**令和6年4月1日以降に申請していること。(車両の交付申請までに該当事業の交付申請または事前申請が必要)**

⇒ 該当事業は以下の通りです。(令和6年4月～)

設備 <sup>㊦</sup>	種別 <sup>㊦</sup>	該当事業 <sup>㊦</sup>	備考 <sup>㊦</sup>
充放電設備 <sup>㊦</sup>	V2H 充放電設備 <sup>㊦</sup> V2B 充放電設備 <sup>㊦</sup>	・充電設備普及促進事業(事業用) <sup>㊦</sup>	・令和6年4月1日以降に交付申請したもの。 <sup>㊦</sup>
		・充電設備普及促進事業(居住者用) <sup>㊦</sup>	・額確定通知書にV2H 充放電設備の助成内容の記載があるもの。 <sup>㊦</sup>
		・ビル等への充放電設備(V2B)導入促進事業 <sup>㊦</sup>	・令和6年4月1日以降に交付申請したもの。 <sup>㊦</sup>
		・充電設備普及促進事業(V2B 充放電設備) <sup>㊦</sup>	・令和7年4月1日以降に交付申請したもの。 <sup>㊦</sup>
		・戸建住宅におけるV2H 普及促進事業 <sup>㊦</sup>	・令和6年4月1日以降に事前申込したもの。 <sup>㊦</sup>
		・東京ゼロエミ住宅普及促進事業 <sup>㊦</sup> ・東京ゼロエミ住宅導入促進事業 <sup>㊦</sup>	・令和6年4月1日以降に交付申請したもの。 <sup>㊦</sup> ・額確定通知書にV2H 充放電設備の助成内容(助成金額相当額)の記載が <sup>㊦</sup> あるもの。 <sup>㊦</sup>
公共用充電設備 <sup>㊦</sup>	超急速充電設備(出力 90kW 以上) <sup>㊦</sup> 急速充電設備(出力 10kW 以上 90kW 未満) <sup>㊦</sup> 普通充電設備(出力 10kW 未満) <sup>㊦</sup>	・充電設備普及促進事業(事業用) <sup>㊦</sup>	・令和6年4月1日以降に交付申請したもの。 <sup>㊦</sup> ・額確定通知書の助成事業の種別に「公共用」の記載があるもの。 <sup>㊦</sup> ※充電用コンセント及びコンセントスタンドは対象外 <sup>㊦</sup>

- ② 該当事業(設備)の交付申請者と、本事業(車両)の交付申請者が一致することまたは両申請者が同一の生計の関係等にあること。ただしリース申請の場合は使用者が一致すること。

⇒ 該当事業の交付申請者と自動車検査証上の使用者が一致することが要件です。

- ③ 充電設備の設置場所にあっては、助成対象車両における自動車検査証上の使用の本拠の位置もしくは自動車保管場所証明書(車庫証明書)もしくは保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置に設置されていること。

- ④ 充電設備設置完了後、実績報告(第1号様式その3)を提出すること。

【実績報告の提出期限】以下のいずれか早い日まで。

(ア)該当事業の額確定通知書を、受領してから30日以内

(イ)令和13年2月28日まで

ただし、車両の交付申請前に該当事業の額確定通知を受領している場合は、第1号様式その3実績報告を車両申請と同時申請すること。ただし、同時申請をしなかった場合でも車両の交付決定通知書受領から30日以内は実績報告を可能とする。

また、車両の交付申請後、交付決定通知書は未受領で、該当事業の額確定通知書を先に受領した場合は、該当事業の額確定通知書受領日から車両の交付決定通知書受領から30日以内に実績報告を行うこと。

※ケース例

・【ケース1 車両の交付申請済みで、既に該当事業(充電設備)の額確定通知書を受領している場合】

⇒ 車両の交付決定通知書の受領日から30日以内までに実績報告申請を行う。

・【ケース2 既に該当事業(充電設備)の額確定通知書を受領しており、車両は未申請の場合】

⇒ 同時申請若しくは車両の交付決定通知書受領日から 30 日以内に実績報告を行う。

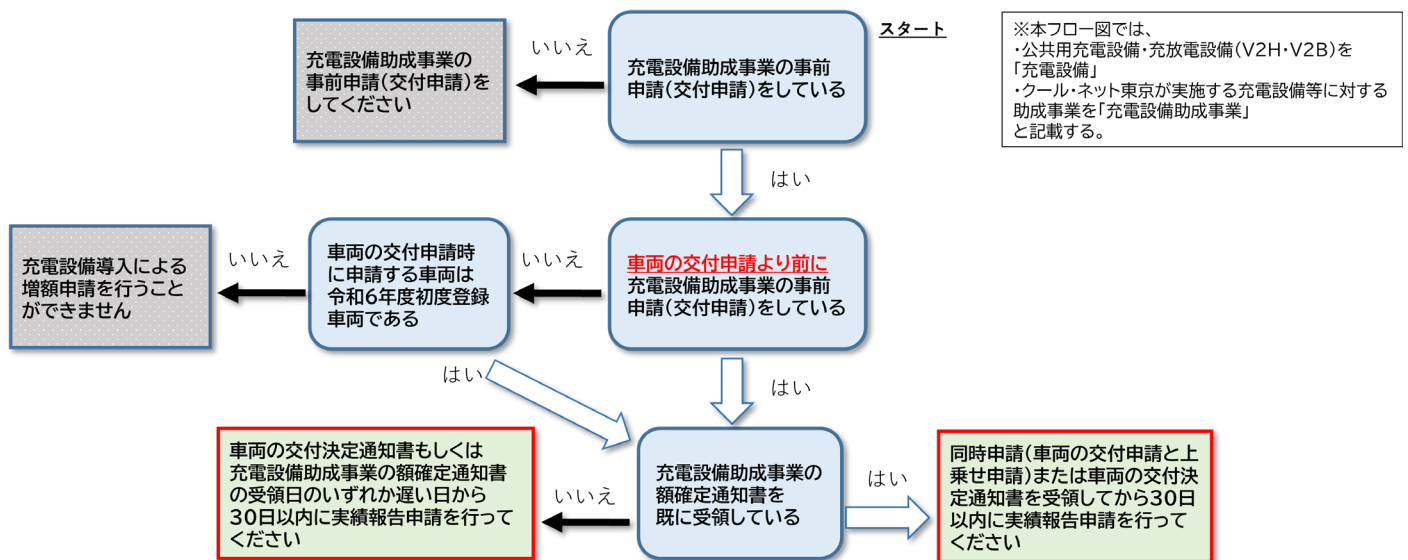
・【ケース3 車両の交付決定通知書受領済みで、該当事業(充電設備)の額確定通知書は未受領の場合】

⇒ 該当事業(充電設備)の額確定通知書を受領してから 30 日以内に実績報告を行う。

・【ケース4 車両は交付申請済みで、車両の交付決定通知書及び該当事業(充電設備)の額確定通知書のどちらも未受領の場合】

⇒ 車両の交付決定通知書もしくは該当事業(充電設備)に係る額確定通知書の受領日のいずれか遅い日から 30 日以内に実績報告申請を行う。

【フロー図】



～手順～

※ 車両の交付申請時、該当事業の事前申請(交付申請)は申請済みである必要があります。車両の交付申請において、申請済みの事業にチェックもしくはオンライン申請時に該当事業を選択し、該当事業(充電設備)の申請日を記入してください。該当事業(充電設備)の事前申請を先に行っていない場合、車両の増額申請は出来ません。

また、増額申請にチェックを入れていない場合、車両の交付決定後に後から増額申請ありへと変更することはできません。ご注意の上、ご申請ください。

■ 郵送申請時

下取車の情報	下取車の車台番号			
	メーカー名		型式	
下取車の情報②	下取車の車台番号			
	メーカー名		型式	
下取車の情報③	下取車の車台番号			

5 増額申請の有無 ※増額申請を行う場合のみ記入または選択☑

増額申請①再エネの導入	<input type="checkbox"/>	再エネ100%電力メニュー契約	<input type="checkbox"/>	太陽光発電システム設置		
増額申請②	<input checked="" type="checkbox"/> 充放電設備又は公共用充電設備の導入にかかる増額申請を行う予定有					
交付申請済の事業について以下から選択☑し、申請日を記入してください。(交付申請済でない場合は増額申請できません)						
充放電設備又は公共用充電設備の導入予定で増額申請を行う場合はそれぞれチェックしてください。	<input type="checkbox"/>	充電設備普及促進事業(事業用)	<input type="checkbox"/>	充電設備普及促進事業(居住者用)	<input type="checkbox"/>	充電設備普及促進事業(V2B充放電設備)
	<input type="checkbox"/>	ビル等への充放電設備(V2B)導入促進事業	<input type="checkbox"/>	東京ゼロエミ住宅普及促進事業	<input type="checkbox"/>	東京ゼロエミ住宅導入促進事業
	<input type="checkbox"/>	戸建住宅におけるV2H普及促進事業	<input type="checkbox"/> その他( )			
※増額申請①②を希望しない場合はチェックおよび記入は不要です。	申請日 令和 年 月 日					

6 助成金額

助成金額 車両助成金額+再エネ増額 (増額申請②を除いた額を記載してください)	上記のQRコードから助成金額が算定できます。ここに記入ください	円	
---	---------------------------------	---	--

7 助成金振込先

金融機関コード		支店
---------	--	----

充電設備導入による増額申請を予定している場合は、先に申請をしている充電設備助成事業を選択し、その申請日を記入してください。

公共用充電設備またはV2H・V2B充放電設備設置による増額申請を予定している方は「有」を選択して申請すること

## 入力フォーム

### 充放電設備等導入に伴う増額申請

#### 充放電設備又は公共用充電設備の導入による増額申請

必須

充放電設備又は公共用充電設備設置による増額申請を行わない場合は「無」を選択してください。

増額申請を行う場合は「有」を選択し、充放電設備又は公共用充電設備の助成事業に係る助成額確定通知書がお手元に届き次第、実績報告を提出していただく必要があります。

有

無

(2) 必要書類について

必要書類		補足説明・注意事項
(1)	充電設備等の設置による上乗せ助成金実績報告書(第1号様式その3)(郵送で申請される場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 充電設備等の設置による上乗せ助成金 実績報告書(第1号様式その3)に必要な事項を全て記入し、ご提出してください。</li> <li>• 消えるボールペンなどの記入は不可。</li> <li>• ホッチキス止めは禁止です。</li> </ul>
(2)	設備設置に係る助成事業の額確定通知書  ※コピー可	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>令和 6 年度以降にクール・ネット東京が実施する</b>公共用充電設備もしくは充放電設備導入に係る事業の額確定通知書</li> </ul> <p><b>※「一般社団法人次世代自動車振興センター」が発行する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金」の額確定通知書は不可です。</b></p>
(3)	本事業の助成対象となった車両の交付決定通知書  ※コピー可	<ul style="list-style-type: none"> <li>• (2)の通知書と(3)の通知書の助成対象者が一致すること。または両申請者が同一の生計の関係等にあること。</li> <li>• リースの場合はリース使用者が一致すること。</li> <li>• V2H・V2B 充放電設備設置における助成事業については使用の本拠の位置と設置住所が同一であること。相違がある場合は、自動車保管場所証明書(車庫証明書)もしくは保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置に供給されていること。</li> </ul> <p>※車両の交付申請と同時申請の場合は不要</p>
(4)	その他クール・ネット東京が必要と認める書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上記が揃わない等、審査に必要な内容の確認できる書類がない場合に求める場合がございます。</li> </ul>

第1号様式(交付申請書)その3

※ホッチキス止め禁止

公益財団法人 東京都環境公社  
理事長 殿

記入日

充電設備等の設置による上乗せ助成金 実績報  
(令和6年度以降に設置申請を行った充電設

充電設備の交付申請者  
= 本事業の交付申請者  
と同一が要件です。

公益財団法人東京都環境公社が定める「電気自動車等の普及促進事業(EV・PHEV)助成金交  
き、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請者

申請者氏名 または 法人名	フリガナ カブシキガイシャ クールネットトウキョウ 株式会社 クールネット東京		
法人 代表者役職名 (法人のみ)	代表取締役	法人 代表者氏名 (法人のみ)	フリガナ トウキョウ タロウ 東京 太郎
〒 163 - 0817 (マンション・アパート名・部屋番号まで必ずご記入ください。)			
東京都 新宿 区市町		西新宿2-4-1	
(建物名) 新宿NSビル		電話番号	03 - ×××× - ××××
××		@	××

手続代行者が申請する  
場合にご記入ください。

2 手続代行者情報

会社名	店舗名
フリガナ	フリガナ
氏名	氏名
メールアドレス	メールアドレス
手続代行者が、本助成金申請に関する一切の窓口となることを希望いたします。	

口数については「基数」と「口数」を乗じ  
た数をご記入ください。  
例：基数4 × 口数2 = 8  
⇒ 「8」を記入  
※記載がないものに関しては記入不要です。

2 設備導入による申請事業名および助成金額

種別(設備)	AAA0001	額確定日	2026/4/1
普及促進事業( 事業用・居住用 )		口数	8
普及促進事業(V2B充放電設備)		口数	
設備導入による 申請事業名	<input type="checkbox"/> ビル等への充放電設備(V2B)導入促進事業	口数	
	<input type="checkbox"/> 東京ゼロエミ住宅普及促進事業、東京ゼロエミ住宅導入促進事業	口数	
	<input type="checkbox"/> 戸建住宅におけるV2H普及促進事業	口数	
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	口数	

額確定通知書から転記  
関連事業に✓

※戸建住宅向け充電設備普及促進事業は対象外

※口数に関して記載がある事業のみ記入。

A 導入設備	急速・超急速充電器		
B 車両助成を申請した事業	電気自動車等の普及促進事業(EV・PHEV)		
B-1 上記事業交付決定通知番号	EVR0000	B-2 上記事業交付決定日	20
C-1 助成を受けた車両本体価格(税抜)	1,234,567 円	C-2 助成を受けた車両の車両番号	ABC01-111111
D 助成対象金額	100,000 円	E 助成金額※	100,000 円

Aは設備の額確定通知書、  
Bは車両の交付決定通知書  
から転記。

※高額車両の場合はEのD×0.8の金額となります

※A 導入設備の額確定通知書を既に受領しており、Bの交付決定通知書を受領していない場合は  
B-1、B-2、C-1、C-2の入力は不要。

3 充電設備等の設置場所に関する情報

充電設備等を 設置した建物の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 助成申請者の住所と同じ	<input type="checkbox"/> その他(下記に住所
	助成申請者の住所と同じ場合は記入不要です。	
	〒 (都内の住所に限られます。)	
東京都		区市町

充電設備において設置  
住所が違う場合に  
ご記入ください。

4 助成金振込先

※申請者と同一名義のもの。車両の助成金受領時の口座と相違している場合、確認が入る場合がございます。

金融機関コード	金融機関名	支店コード	支店名
1 1 1 1	東京CNT銀行	1 1 1	東京
預金種別		口座番号(仮にて記入)	
<input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> 貯蓄	
口座名義人(カタカナ)			
カ ) ク - ル ネ ッ ト ト ウ キ ヨ ウ			

車両の助成金を受領した口座を  
ご記入ください。相違する場合、  
確認をさせていただく場合がご  
ざいます。

※口座内容の記入ミスにより振込みができないケースが多くあります。  
交付が遅れることにつながりますので、必ず通帳等で確認の上記入してください。

設備設置に係る助成事業の額確定通知書見本①

第2号様式（第15条関係）

〒163-0817  
東京都新宿区西新宿2-4-1  
東京 太郎 様

「東京都環境公社」が発行した額確定通知書であること  
※CEV補助金の通知書は不可

7都環公地温第\*\*\*号  
令和7年5月20日

公益財団法人 東京都環境公社  
理事長 東京 次郎

戸建住宅におけるV2H普及促進事業  
助成金交付決定通知書（兼助成金確定通知書）

令和7年4月28日付けで交付申請を受け付けた標記助成金について、戸建住宅におけるV2H普及促進事業助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

記

事前申請日	2025年4月28日
交付決定番号	7VH****
交付決定日	2026年2月6日
交付決定補助率	助成率10/10
助成金交付決定額	金 1,000,000 円

交付申請受領日が令和6年4月1日以降であること

交付条件

この助成金の交付の決定を受ける申請者は、下記及び別紙に示す交付条件に従って助成事業を実施しなければならない。この場合において、別紙において使用する用語は、戸建住宅におけるV2H普及促進事業実施要綱及び交付要綱で使用する用語の例による。

（申請の撤回）

この交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、本交付決定通知書を受領した日の翌日から起算して14日以内に、申請の撤回をすることができる。

（交付決定の取消し）

・ 公社は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- 二 交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反したとき。
- 三 本要綱に基づく公社の請求、指示等に従わなかったとき。

・ 上記内容が発覚した場合、公社は交付要綱第25条の2に基づき、次の措置を講じることができる。

- 一 第15条第2項の規定による本助成金の不交付の決定、前条第1項の規定による交付決定の取消し、次条第1項の規定による本助成金の返還の請求及び第27条第1項の規定による違約加算金の納付の請求
- 二 公社が都の補助金の交付を受けて行う助成金等交付事業その他実施する事務又は事業について、一定の期間、助成対象者の対象外とすること。
- 三 氏名又は名称及び不正内容を公表すること。

設備設置に係る助成事業の額確定通知書見本②

第13号様式（第18条関係）

7都環公地温第 ×× 号  
令和7年 4 月 1 日

(申請者)  
住 所 東京都新宿区西新宿2-4-1  
名 称 株式会社 クールネット東京  
代表者氏名 東京 太郎

**充電設備・充放電設備事業における額確定通知書を受領してから30日以内に申請すること**

公益財団法人 東京都環境公社  
理事長 東京 次郎

充電設備普及促進事業（事業用）  
助成金確定通知書

令和7年●▲月××日付けで実績報告を受け付けた標記助成金について、充電設備普及促進事業助成金交付要綱（令和4年7月12日付4都環公地温第743号）第18条の規定に基づき、下記のとおり助成金の額を確定したので、通知します。

記

助成事業の名称	への充	
交付決定番号	AAA00001	
交付申請受領日	令和7年4月28	
助成対象設備の種別	充放電設備	
助成事業の種別	公共用	
充電設備 1 機種目	超急速充電設備	3 基 ・ 3 口
充電設備 2 機種目	急速充電設備	2 基 ・ 2 口
充電設備 3 機種目	V2H充放電設備	1 基 ・ 1 口
充電設備 4 機種目		
助成対象設備の設置場所の住所	東京都新宿区西新宿2-4-1	

交付申請受領日が令和6年4月1日以降であること

口数の基数がある場合は様式その3に記入すること。  
複数ある場合は合計値を記入

例：  
超急速充電  
3基×3口 = 9口  
急速充電  
2基×2口 = 4口  
V2H  
1基×1口 = 1口

合計 14口 ⇒様式1その3に「14口」と記入  
※内容が不明の場合は、記入不要です。

充電設備	公共用	非公共用
超急速充電設備	○	×
急速充電設備	○	×
V2H充放電設備	○	○

※充電用コンセント及びコンセントスタンドは対象外

### 3【充電設備普及促進事業(車両同時事後申請)について】

- ※ 充電設備等は原則、事前申請(設置前)が必要ですが、法人・個人事業主申請の場合にのみ、既に充電設備を設置済みで、東京都の助成金申請を行っていない方については、充電設備の申請を車両の申請後に行うことができます。こちらを希望する方については、弊社 HP にある「助成対象者 YES/NO 診断」から、専用フォームに入って申請を進めてください。車両の申請が完了した後に、充電設備を申請するための URL が届きます。(オンライン申請のみ)

助成対象かどうか判断が難しい方は下記の診断ツールをご活用ください。

[助成対象者 YES/NO 診断](#) 

<https://ttzk.graffer.jp/tokyo-co2down/subsidy-ev>

ただし、この申請を行う場合は充電設備の助成額は定額(最大 20 万円)となるほか、上記 2 に記載した充放電設備の上乗せ申請は対象外となります。

詳細は、HP 上の手引きをご確認ください。

## Ⅷ 助成金を申請後に必要なこと

～軽微な変更・処分・撤回・取下げ～



## 1 助成事業の経理(交付要綱第 18 条)

被交付者は、助成事業に関する収支を明らかにした証拠の書類等(交付要綱表2に記載する書類のうち写しを提出する書類の原本及びその他の書類)をクール・ネット東京が本助成金の交付決定をした日の属するクール・ネット東京の会計年度の終了の日から処分制限期間を超過するまでの期間保存してください。

## 2 調査等(交付要綱第 19 条)

交付申請者等は、本事業に関する報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査または関係者への質問を受けたときは、これに応じなければなりません。

## 3 申請の撤回(交付要綱第 10 条)

助成対象者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対し異議や交付条件を満たさなくなったなど、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定の通知を受領した日から 14 日以内に助成金交付申請撤回届出書(第4号様式)を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

## 4 交付決定の取消し(交付要綱第 12 条)

以下のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができます。

- (1) 偽りその他不正の手段により本助成金の交付の決定を受けたとき。※悪質な場合、東京都と協議の上、今後の助成金申請ができなくなる場合があります。
- (2) 交付決定の内容または目的に反して本助成金を使用したとき。
- (3) 本事業に係るクール・ネット東京の指示に従わなかったとき。
- (4) 交付決定をうけたもの(法人その他の団体にあつては、代表者、役員または使用人その他の従業員もしくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (5) その他本助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に違反したとき。

※クール・ネット東京は、上記項目の規程による取消しをした場合は、速やかに当該被交付者に通知するものとする。

※取消しに伴い、本助成金の返還(交付要綱第 13 条)、違約加算金(交付要綱第 14 条)、延滞金(交付要綱第 15 条)等が発生します。交付要綱をご確認ください。

## 5 軽微な変更

(1) 助成金の交付決定を受けてから処分制限期間内に以下の変更がある場合は、軽微な変更に関する届出が必要になります。

【変更にあたる一例】

- ・交付申請者の名前の変更(法人の代表者変更、社名変更、個人の改姓など)
- ・交付申請者の住所変更
- ・自動車検査証の記載情報(登録ナンバー等)の変更
- ・リース契約に関する変更(再リースなど)
- ・再エネ100%電力メニュー間の変更

ただし、**軽微な変更後も引き続き本事業要件を満たす必要がありますので**、**「自動車検査証における“使用の本拠の位置”が都内であること」等の条件を引き続き満たす必要が**

あります。(要件につきましては P8 以降をご確認ください。)

これを満たさなくなる場合(都外へ異動など)は、処分に該当しますのでご注意ください。

(2) 軽微な変更の場合の必要書類

- ・変更届出書(クール・ネット東京のホームページでダウンロード可能)
- ・変更後の自動車検査証の写し
- ・変更が確認できる公的書類の写し
- ・その他クール・ネット東京が必要として提出を求めた書類

(3) リース契約となっている申請における変更についてはリース使用者が本事業の要件を引き続き満たす必要がございます。なお再リースについても同様です。

■ 軽微な変更になるケースの一例

- ・リース使用者が法人の場合、法人名や代表者が変更になった。
- ・リース使用者が法人で車両管理者が変更になった。

※変更申請時においては、クール・ネット東京で内容確認をいたします。内容確認後、処分申請にあたる事項と判断した場合には別途クール・ネット東京よりご連絡いたします。

## 6 処分について

処分とは、本助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け、または担保に供することをいいます。(都外移転も含みます。)また、自動車検査証上の自家用・事業用の別を変更しようとするときも同様です。処分の例は以下のとおりです。【処分の制限(交付要綱第17条)】

処分の例	処分の基準日
交付申請者住所の都外への変更	住民票等の公的書類における住所変更日
使用の本拠の位置を都外へ変更	自動車検査証の変更登録日
譲渡(売却、下取り、廃車のための引渡)	売買契約日または車両引渡日
リース契約満了・途中解約・承継による使用者変更(解約後の譲渡・廃車を含む)	リース契約終了日
上記に当てはまらない名義変更	自動車検査証の変更登録日
再エネ電力メニュー及び太陽光発電システムの上乗せ分にかかる要件を外れる場合。 (車両は引き続き要件を満たす場合)	電力契約解約日 ※増額分のみ処分対象となる。
自家用/事業用の別を変更する場合	登録変更日
その他、本助成金の交付の目的に反する使用	個別にクール・ネット東京が指定

本助成金には、下記のとおり処分制限期間が定められています。

区分			処分制限期間
自家用車両(レンタカーを除く)			4年
区分			処分制限期間
車 両 用	乗用車	総排気量2ℓ超のもの。総排気量がないものは道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの。	4年
		総排気量0.66ℓ超2ℓ以下のもの。総排気量がないものは道路運送車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの。	3年
	貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車または小型自動車で、積載量2トン超のもの	4年
		道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車または小型自動車で、積載量2トン以下のもの	3年
	軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの。	3年

(交付要綱 別表第5 第17条及び第18条関係)

※処分制限期間は、初度登録日から起算します。

※処分を行う際は、**必ず事前に承認を受けてください。**承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があります。ご注意ください。

## 7 処分の手続き(交付要綱第 17 条)

(1) 交付決定日以降、処分制限期間内に車両を処分するときは、以下のフロー図にしたがって、財産処分の承認申請を行ってください。

### 処分手続きの流れ

※青:交付申請者

緑:クール・ネット東京

処分承認  
申請

- ・ 車両を処分する際には事前に申請をしてください。
- ・ 必要書類:車検証(自動車検査証記録事項証明書)の写し

処分承認  
書発送

- ・ 処分内容を確認し、手続きが完了次第、承認書を発送します。

車両の  
処分

- ・ 処分をしてください。(処分を中止する場合は連絡してください。)

処分完了  
報告

- ・ 処分が完了したら、処分完了報告の申請をしてください。
- ・ 必要書類:処分年月日がわかる書類

返還額  
通知書  
発送

- ・ 返還額通知書を発送し、返還額・納付期限をお知らせします。

返還額  
入金

- ・ 指定の口座へ申請者の名義で振り込んでください。

- ① クール・ネット東京のホームページからオンライン申請をすることができます。郵送の場合は、「取得財産等処分承認申請書」及び「財産処分完了報告書」の様式をダウンロードしてください。郵送の場合の承認申請の提出先は、助成金の申請時と同じです。
- ② クール・ネット東京から承認通知を受領したのちに処分を実行してください。
- ③ 承認申請書の到達から承認通知まで一定期間かかります。

※ 承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合があります。ご注意ください。

(2) 処分制限期間内に助成対象自動車を処分するときは、返納金が発生します。クール・ネット東京から通知される「取得財産等の処分に係る返還額通知書」に基づき、納付してください。計算方法は次のとおりです。

$$\text{返還額}(\text{※1}) = \text{助成額} \times \left( 1 - \frac{\text{経過期間}(\text{※2})}{\text{処分制限期間}(\text{※3})} \right)$$

※1 千円未満切り捨てです。

※2 初度登録日から所有権移転日(売却・下取りの場合は引渡日・入庫日)までの月数で計算します。

(例1)10日に初度登録した場合、翌月10日までは1か月目、翌月11日からは2か月目となります。

(例2)1月31日に初度登録した場合、翌月2月28日(※うるう年は29日まで)までが1か月目、翌月3月1日からは2か月目となります。

※3 処分制限期間も、月数で計算します。

(例)自家用車両は処分制限期間が4年なので48ヶ月で計算します。

※4 初度登録日から起算して、処分制限期間を超えている場合は、申請の必要はありません。

(例)初度登録日令和4年4月1日の自家用車両は令和8年4月1日以降であれば申請は不要です。

(3) 処分申請においては、要件によって処分の承認を得るだけで、返納金は発生しないケースがございます。下記の表にて免除となったケースを記載しておりますのでご参照ください。

以下のケースに該当される方は処分承認申請する際に、合わせて返納金の免除申請を行うようお願いいたします。また承認申請の内容によっては、免除にあたらないケースもございますのでその際はクール・ネット東京より確認並びにご連絡させていただきます。

【免除となるケース例】

免除理由	免除要件の確認に必要な書類
天災等により走行不能となり抹消処分する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体発行の罹災証明書または被災証明書</li> <li>・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明</li> <li>・登録識別情報等通知書(抹消登録が記載されたもの)</li> <li>・CEV補助金を併用している場合は、一般社団法人次世代自動車振興センター発行「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金相当額返納についてのお知らせ」の返納額なしのもの</li> </ul>
過失の無い事故により走行不能となり抹消処分する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車安全運転センター発行の交通事故証明書</li> <li>・交付申請者の過失がゼロであることが明記されている損害賠償に関する承諾書(免責証書)、示談書等の、記名・捺印があるもの。</li> <li>・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明</li> <li>・登録識別情報等通知書(抹消登録が記載されたもの)</li> <li>・CEV補助金を併用している場合は、一般社団法人次世代自動車振興センター発行「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金相当額返納についてのお知らせ」の返納額が0円のもの</li> </ul>
交付申請者死亡により2親等以内の親族が車両を相続し、引き続き使用する(相続人が都内等の助成要件を満たす)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付申請者の除籍を証明する書類</li> <li>・交付申請者と相続人の続柄を証明する書類</li> <li>・変更後の自動車検査証</li> <li>・リース契約書の承継契約書</li> </ul>
その他クール・ネット東京が特に認める場合	クール・ネット東京が指定する書類
以下、リース事業者からの申請の場合(令和5年度以前の登録車両が該当)	
リース解約によりリース事業者が車両を保管する(リース事業者自身が助成要件を満たすこと)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リース契約解約書(リース契約の解約日がわかる書類)</li> <li>・変更後の車検証の写し</li> </ul>
リース貸与先の変更	<p>【共通提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸与先変更後の自動車検査証記録事項の写し</li> <li>・第9号様式 貸与料金の算定根拠明細書</li> </ul> <p>※助成金未還元分が減額されていることの証明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成金申請時のリース契約書写し</li> <li>・第2号様式 誓約書</li> </ul> <p>【個人・個人事業主 提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票または印鑑証明書の写し</li> </ul> <p>※都外在住の個人事業主は、以下のいずれかを提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業税納税証明書(都内で納めているもの)</li> <li>・都内の開業届</li> <li>・確定申告書</li> </ul>
リース貸与先の変更	<p>【法人 提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書の写し</li> </ul> <p>※登記事項に都内事務所の掲載がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人都民税納税証明書</li> <li>・法人事業税納税証明書</li> </ul>

	<p>(都内で納めているもの)</p> <p>※納税証明書も用意できない場合</p> <p>・法人設立・設置届出書</p>
--	---

### 申請の撤回

交付決定後に助成金の交付条件に該当しなくなった場合等は、交付決定通知書を受け取ってから 14 日以内に撤回届を提出してください。申請はオンライン申請、郵送申請どちらでも受付をいたします。

なお、撤回申請の対象となった車両については、再申請はできません。

オンライン申請はクール・ネット東京ホームページ内、「交付決定前申請取り下げおよび撤回申請フォーム」より申請可能です。

### 交付決定の取消し

助成金受領後に申請要件を満たしていないにも関わらず、取下げや撤回届の提出を行わなかったことが発覚した場合(例:既に都外へ引越しや移転をしているにもかかわらず、交付決定通知書を受領し、その後助成金を受給した場合など)は交付決定の取消しとなります。助成金の全額返金と違約加算金等が発生することがございますのでご注意ください。

(参考)ホームページのご案内

○ 本事業のホームページ

- ・ FCV・EV・PHEV 車両

(燃料電池自動車等の導入促進事業・電気自動車等の普及促進事業)

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev>

- ・ FCV・EV・PHEV 外部給電器

(燃料電池自動車等の導入促進事業・電気自動車等の普及促進事業)

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev-feed>

- ・ 電動バイクの普及促進事業

[https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/re\\_evbike](https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/re_evbike)

《お問い合わせ》

ホームページ記載の「お問い合わせフォーム」からお問い合わせいただきますようご協力お願い申し上げます。

- ・ 申請に関する Q&A EV・PHEV・FCV のよくある質問はこちらから

<https://helpfeel.jp/tokyo-co2down-ev-faq/>

- ・ 処分(売却等)変更に関するお問い合わせはこちらから

<https://mobi-tokyo-co2down.form.kintoneapp.com/public/property-disposal>

東京都  
電気自動車等の普及促進事業  
(EV・PHEV 車両)  
助成金申請書類作成の手引き  
令和 8 年度

◇発行・編集

令和 8 年 4 月 30 日

◇発行元

公益財団法人 東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京)

〒163-0817 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NSビル 17階